



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	ドイツ国民の神聖ローマ帝国の2つの最高裁判所（1495年から1806年）：歴史・研究・展望
Author(s)	エストマン, ペーター; 田口, 正樹//訳
Citation	北大法学論集, 64(4), 160[203]-120[243]
Issue Date	2013-11-29
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/53716
Type	other
File Information	HLR64-4_006.pdf



ドイツ国民の神聖ローマ帝国の2つの最高裁判所 (1495年から1806年)：歴史・研究・展望¹

ペーター・エストマン

田口 正樹（訳）

以下の論稿は、ドイツ国民の神聖ローマ帝国における最高裁判権についていくつかの一般史的・法史的問題を扱う。その際、裁判制度や訴訟法の詳細は余り問題とされない。そうではなくてむしろ、研究概観、方法、そして展望が中心となり、それらはドイツと日本の法史家・一般史家の間の議論を促進するよう意図されている。ドイツ側の視点からすると、この問題領域は現在流行のテーマである。しかしながら、いわゆるドイツ法史分野の研究者にとって、そのことは決して自明ではない。20世紀半ばに至るまで、ドイツ法史の関心の重点は、はっきりと中世にあった²。多くの日本人のドイツ法史研究者もまた、法史のより古い時代をはっきりと好んで研究している。ドイツではようやくここ何十年かの間に、近世が学問的興味の中心となってきた。しかし、いかに近世を研究するかというやり方にも、この間明瞭な変化が見られる。

1. 旧帝国の回顧

¹ 2013年3月20日に京都で、ヨーロッパ近世史研究会において行われた講演。翻訳の労について、田口正樹氏（北海道大学）に感謝する。

² 最後の大部な全体的叙述は、Hermann Conrad, *Deutsche Rechtsgeschichte*, 2 Bände Karlsruhe 1962-1966に由来する。浩瀚な作品の第1巻（第2版）は、初期 Frühzeit と中世だけを扱っている。

旧帝国が1806年に滅亡した時、そのことは人々をほとんど動かさなかった。確かに、ごく最近には、1800年ごろの時代にも帝国愛国主義の存在を確認できると考える歴史家たちが出てきている³。彼らは、神聖ローマ帝国の終焉が実際に多くのことを意味したような人々が存在したのだと主張している。何と言っても帝国の伝統は、カール大帝と古代のローマ皇帝たちにさかのぼるものであった。しかし、この点は確実ではない。文筆家ヨハン・ヴォルフガング・フォン・ゲーテの旅行日記はよく知られている。彼は1806年8月、皇帝フランツ2世が帝冠を脱いだ時、何人かの他の人たちと一緒に乗用馬車で旅していた。日記帳に彼は、帝国の分裂の知らせよりも彼にとっては御者と従者との争いの方が興味深かったと記した⁴。1806年より後に、旧帝国の再建に肩入れした政治家や重要な知識人はごくわずかであった。彼らは常に少数派で、成功もしなかった。ヴィーン会議において、1815年に、ヨーロッパの新秩序が決定され、ごくゆるやかなドイツ連邦における加盟諸国の完全な主権が認められた⁵。旧帝国はますます時代遅れで、未発達で、とりわけ政治的にも法的にも弱体であったと見なされたのである⁶。まず、個々のドイツ連邦加盟諸国、とりわけプロイセン

³ Wolfgang Burgdorf, Ein Weltbild verliert seine Welt. Der Untergang des Alten Reiches und die Generation 1806 (Bibliothek Altes Reich 2), München 2006; derselbe, Finis Imperii - Das Alte Reich am Ende. Ein Ergebnis langfristiger Entwicklungen?, in: Stephan Wendehorst/Siegrid Westphal (Hrsg.), Lesebuch Altes Reich (Bibliothek Altes Reich 1), München 2006, S. 13-20.

⁴ Johann Wolfgang Goethe, Napoleonische Zeit. Teil 1 (Sämtliche Werke, Briefe, Tagebücher und Gespräche, II. Abteilung, Band 6), Frankfurt am Main 1993, S. 74-75; これについては、ゲーテの報告に対する必要な修正も含めて、Hans-Christof Kraus, Das Ende des alten Deutschland. Krise und Auflösung des Heiligen Römischen Reiches Deutscher Nation 1806 (Wissenschaftliche Abhandlungen und Reden zur Philosophie, Politik und Geistesgeschichte 37) 2. Aufl. Berlin 2007, S. 79-80; Gustav Seibt, Goethe und Napoleon. Eine historische Begegnung, München 2008, S. 39.

⁵ 概観として、Dietmar Willoweit, Deutsche Verfassungsgeschichte. Vom Frankenreich bis zur Wiedervereinigung Deutschlands, 6. Aufl. München 2009, S. 227-243.

⁶ Edgar Liebmann, Reichs- und Territorialgerichtsbarkeit im Spiegel der Forschung, in: Anja Amend/Anette Baumann/Stephan Wendehorst/Siegrid

の政治的強力が近代的であるように見え、それから国民国家への期待が成長し、1867年ないし1871年にかなえられた。神聖ローマ帝国は決して国民国家ではなかったし、その君主はしばしば弱体で、ヨーロッパの数多くの言語、民族、地域にまたがって広がっていた。19世紀には、関税に始まり、国境を経て、正書法と民法の法典化に至るまで、あらゆる分野で統一が希求されたのであった。

それに対して旧帝国は、多様性と一義的でない性格に与するものであった。このことは全体としての帝国だけでなく、その諸制度にもあてはまる。2つの帝国最高裁判所、帝国最高法院と帝国宮内法院もまた、1806年に没落した。これらの裁判所に関して、18世紀にはいくつかジョークが流通していたが、それらは19世紀になってもよく知られており、好んで語られ続けた。例えばこんなことが言われていた。ヴェツラーの帝国最高法院では、裁判書類が丸天井の上から結びひもでつり下げられている。ネズミがひもをかみ切って、書類が一つ下へ落ちてきてはじめて、裁判所のメンバーはこの書類を処理する気になったのだ⁷。別の話では、書類の厚さがジョークの種になった。余りに重くて馬車や牛車でも引けないような訴訟書類があったのだと言うのである⁸。これらの報告

Westphal (Hrsg.), Quellen und Forschungen zur höchsten Gerichtsbarkeit im Alten Reich 52), Köln, Weimar, Wien 2007, S. 151-172; derselbe, Die Rezeptionsgeschichte des Alten Reiches im 19. und 20. Jahrhundert, in: Wendehorst/Westphal, Lesebuch (注3), S. 8-12.

⁷ Adolf Stölzel, Die Entwicklung der gelehrten Rechtsprechung, Band 2: Billigkeits- und Rechtspflege der Rezeptionszeit in Jülich-Berg, Bayern, Sachsen und Brandenburg, Berlin 1910, S. 115; Bernhard Diestelkamp, Das Reichskammergericht im Rechtsleben des Heiligen Römischen Reiches Deutscher Nation (Schriftenreihe der Gesellschaft für Reichskammergerichtsforschung 1), Wetzlar 1985, S. 7.

⁸ これを最初に報告しているのは、Johann Jakob Moser, Historisch- und Rechtliche Betrachtung Des Recursus von denen höchsten Reichs-Gerichten An den Reichs-Convent, 2. Aufl. Leipzig 1738, Kapitel III § 19, S. 156; この話は研究文献中にもしばしば登場する。Heinrich Wiggenhorn, Der Reichskammergerichtsprozeß am Ende des alten Reiches, juristische Dissertation Münster 1965, S. 8 Fußnote 5; Bernhard Diestelkamp, Das Reichskammergericht im Rechtsleben des 16. Jahrhunderts, in: derselbe, Recht und Gericht im Heiligen Römischen Reich (Ius Commune. Sonderheft 122), Frankfurt am Main 1999, S.

が合っていたかどうか、ということには意味がない。いずれにせよ、人々はそれを喜んで信じたのである。それどころか、帝国最高法院 Reichskammergericht をふざけて「帝国不幸法院 Reichisjammergericht」と呼ぼうと考えた者がいたほどであった⁹。

2. 初期の研究

19世紀のこうした一般的精神態度は、歴史叙述および法史研究に直接の影響を及ぼした。神聖ローマ帝国全体が、むしろ退屈なテーマといった観を呈していた。不名誉な終焉という視点から、没落の歴史が語られた¹⁰。それゆえ、旧帝国の最高裁判所と専門的に取り組んだのは、ごくわずかの法史家だけであった。19世紀半ばに、法律家パウル・ヴィガントがヴェツラーで、帝国最高法院文書を研究し、それについていくつかの論文と著書を公刊した¹¹。キール大学

213-262 (240-241); Filippo Ranieri, Die Tätigkeit des Reichskammergerichts und seine Inanspruchnahme während des 16. Jahrhunderts, in: Bernhard Diestelkamp, Forschungen aus den Akten des Reichskammergerichts (Quellen und Forschungen zur höchsten Gerichtsbarkeit im Alten Reich 14), Köln, Wien 1984, S. 41-73 (49); Peter Oestmann, Hexenprozesse am Reichskammergericht (Quellen und Forschungen zur höchsten Gerichtsbarkeit im Alten Reich 31), Köln, Weimar, Wien 1997, S. 18.

⁹ この嘲りの言葉の根拠史料については、Wolfgang Sellert, Pax Europae durch Recht und Verfahren, in: Leopold Auer/Werner Ogris/Eva Ortlieb (Hrsg.), Höchstgerichte in Europa. Bausteine frühneuzeitlicher Rechtsordnungen (Quellen und Forschungen zur höchsten Gerichtsbarkeit im Alten Reich 53), Köln, Weimar, Wien 2007, S. 97-114 (105); derselbe, Zur Parteilichkeit und religionsparitätischen Besetzung des Reichshofrats, in: Inge Kroppenbergl/Martin Löhnig/Dieter Schwab (Hrsg.), Recht - Religion - Verfassung. Festschrift für Hans-Jürgen Becker zum 70. Geburtstag, Bielefeld 2009, S. 225-238 (232); Peter Oestmann, Geistliche und weltliche Gerichte im Alten Reich. Zuständigkeitsstreitigkeiten und Instanzenzüge (Quellen und Forschungen zur höchsten Gerichtsbarkeit im Alten Reich 61), Köln, Weimar, Wien 2012, S. 294.

¹⁰ これについては、Liebmann (注6)。

¹¹ Paul Wigand, Denkwürdigkeiten für deutsche Staats- und Rechtswissenschaft, für Rechtsalterthümer, Sitten und Gewohnheiten des Mittelalters, gesammelt

の教授ブリンクマンも、いくつかの帝国最高法院の事案を使って、先立つ数世紀の社会・法生活を描いた¹²。しかしこれらは例外で、しかも部分的には、緩慢で精力を欠いた帝国司法に対する嘲りとあてこすりで味付けされていた。1911年には、法史研究のモノグラフィー、すなわち帝国最高法院の歴史と制度に関するルードルフ・スメントの教授資格取得論文が出版された¹³。この本のタイトルには第1巻とあるが、スメント自身はこのテーマに対する関心を失って、憲法と教会法の研究に転じ、教授資格取得論文のテーマを更に研究することは二度となかった¹⁴。何十年か後に、帝国宮内法院に関するオスヴァルト・フォン・グシュリーサーの基本的なモノグラフィーが出るが、公刊されたのは第二次世界大戦のさなかの1942年で、あらゆる点で不利な時期であった¹⁵。旧帝国とその裁判所は、第二次世界大戦後になって初めて、はっきりと流行のテーマになることができた。アクチュアルな背景は、まず間違いなく、ヨーロッパ統合の開始と進展であった。モデルとしての国民国家の上に、ヨーロッパの諸結合がおおいかにさってきたことが、意識されるようになった。とりわけドイツでは、国民国家は、ナチスの経験と1945年以降の分断によってもまた、根本的に人気のないものとなった。一見したところ前近代的な弱さに見えるものが（とはいえこれが歴史上の長い期間にわたって平和共存を可能にしたのである）、このような次第で、再び興味あるものとなってきたのである。

aus dem Archiv des Reichskammergerichts in Wetzlar, Neudruck Osnabrück 1964 der Ausgabe Leipzig 1854; derselbe (Hrsg.), Wetzlar'sche Beiträge für Geschichte und Rechtsalterthümer, Bände 1-3, Wetzlar 1840-1851.

¹² Rudolf Brinkmann, Aus dem Deutschen Rechtsleben. Schilderung des Rechtsganges und des Kulturzustandes der letzten drei Jahrhunderte auf Grund von Schleswig-Holstein-Lauenburgischen Akten des kaiserlichen Kammergerichts, Kiel 1862.

¹³ Rudolf Smend, Das Reichskammergericht. 1. Teil: Geschichte und Verfassung, Neudruck Aalen 1965 der Ausgabe Weimar 1911.

¹⁴ Heinz Duchhardt, Rudolf Smend und der „2. Band“, in: Rechtsgeschichte 19 (2011), S. 89-95.

¹⁵ Oswald von Gschließer, Der Reichshofrat. Bedeutung und Verfassung, Schicksal und Besetzung einer obersten Reichsbehörde von 1559 bis 1806 (Veröffentlichungen der Kommission für neuere Geschichte des ehemaligen Österreich 33), Wien 1942.

刺激の一つは外からきた。イタリア人エミリオ・ブッシは、1957/59年にドイツ国民の神聖ローマ帝国に関する2巻本を公刊した¹⁶。今や西ドイツでも新しい諸研究が始まった。方向を指し示すものとなったのは、ベルンハルト・ディーステルkampが1968年にフランクフルト大学で行った、16世紀の法生活における帝国最高法院に関する教授就任講演であった¹⁷。比較的若い法史家のグループが集まり、その弟子達とともに近世の帝国裁判所の法史的研究を開始した。一般史家も合流し¹⁸、続いて1985年には帝国最高法院研究のための独自の学会¹⁹と、ヴェツラーにおける法史博物館²⁰の設立が続いた。帝国裁判所の史料に関する、このようなきわめて活発な研究は、現在もなお続いている。近世中欧史の中で、これほど稠密な研究がなされている分野はめったにない。そ

¹⁶ Emilio Bussi, *Il diritto pubblico del sacro romano impero alla fine del XVIII secolo* (Università di Cagliari. Pubblicazioni della facoltà di giurisprudenza I/1-2), 2 Bände Padua, Mailand 1957/1959.

¹⁷ Diestelkamp, *Reichskammergericht im Rechtsleben* (注8), この論文は長く遅れた後ようやく Hans-Jürgen Becker/Gerhard Dilcher/Gunter Gudian/Ekkehard Kaufmann/Wolfgang Sellert (Hrsg.), *Rechtsgeschichte als Kulturgeschichte. Festschrift für Adalbert Erler zum 70. Geburtstag*, Aalen 1976, S. 435-480 で公表された。

¹⁸ 神聖ローマ帝国一般に関する包括的な叙述として、Karl Otmar von Aretin, *Das Alte Reich 1648-1806*, 4 Bände Stuttgart 1993-2000; 方法的な踏み込みの点で争われているのは、Georg Schmidt, *Geschichte des Alten Reiches. Staat und Nation in der Frühen Neuzeit 1495-1806*, München 1999; 短いが非常に啓発的な叙述として、Barbara Stollberg-Rilinger, *Das Heilige Römische Reich Deutscher Nation. Vom Ende des Mittelalters bis 1806*, 4. Aufl. München 2009.

¹⁹ さしあたっての概観は、<http://www.reichskammergericht.de> にある。

²⁰ 情報は、<http://www.reichskammergericht.de/museum.htm>。博物館の活動からは、いくつかの展示会カタログもまた公刊されているが、とりわけ、Georg Schmidt-von Rhein (Hrsg.), *Kaiser Maximilian I. Bewahrer und Reformier*, Ramstein 2002; Georg Schmidt-von Rhein/Albrecht Cordes (Hrsg.), *Altes Reich und neues Recht. Von den Anfängen der bürgerlichen Freiheit*, Wetzlar 2006; 最初のカタログである Ingrid Scheurmann (Hrsg.), *Frieden durch Recht. Das Reichskammergericht von 1495 bis 1806*, Mainz 1994 はボンとフランクフルトにおける巡回展示に関係していた。

れゆえ本稿は、およそドイツ近世史の中心的分野にかかわることになる。50年前にはなお、このテーマを論じるとすれば、私は完全に研究の主流からはずれたアウトサイダーであったことであろう。

この論稿は、まず帝国の2つの最高裁判所の歴史的な変遷について概観を与えるが、もちろんそれ以外に、この間包括的な新しい研究が現れたような、重要な個別分野にも言及する。これらの研究の問題設定と方法を紹介し、その際史料の目録化についても扱う。歴史的な問題設定と新しい研究対象は、そのときどきの史料状況に決定的に依存している。そしてまさに帝国の2つの最高裁判所の場合に、大規模に計画された史料解明が、いかに研究を強力に規定したか、ということがわかるのである。

3. 帝国改造と帝国の裁判権

神聖ローマ帝国の歴史における重要な転換点は帝国改造 Reichsreform である²¹。これは15世紀後半に何段階かに分かれて起こり、1495年に頂点に達した。今や、一般的な帝国租税であるゲマイナー・プフェニヒが成立し²²、帝国は国制上の権限をもったさまざまな地域、すなわち複数の帝国クライスに分割された²³。とりわけ永久ラントフリーデが締結され、帝国の領域においてフェーデは例外なくまた無期限に禁止された²⁴。16世紀にはなおいくつかの有名な騎士

²¹ Adolf Laufs, Artikel „Reichsreform“, in: Handwörterbuch zur deutschen Rechtsgeschichte, 1. Aufl. hrsg. von Adalbert Erler/Ekkehard Kaufmann/Dieter Werkmüller, Band IV (1990), Sp. 732-738.

²² Maximilian Lanzinner, Artikel „Gemeiner Pfennig“, in: Handwörterbuch zur deutschen Rechtsgeschichte, 2. Aufl. hrsg. von Albrecht Cordes/Hans-Peter Haferkamp/Heiner Lück/Dieter Werkmüller/Christa Bertelsmeier-Kierst, Band II (2012), Sp. 58-59.

²³ Winfried Dotzauer, Die deutschen Reichskreise in der Verfassung des Alten Reiches und ihr Eigenleben (1500-1806), Darmstadt 1989; derselbe, Die deutschen Reichskreise (1383-1806), Stuttgart 1998.

²⁴ Arno Buschmann, Artikel „Ewiger Landfrieden“, in: HRG (注22), Band I (2. Aufl. 2008), Sp. 1447-1450; 近代的刊本として、Derselbe, Kaiser und Reich. Verfassungsgeschichte des Heiligen Römischen Reiches Deutscher Nation vom Beginn des 12. Jahrhunderts bis zum Jahre 1806 in Dokumenten. Teil 1:

フェーデ、例えばゲッツ・フォン・ベルリヒンゲン²⁵のそれが起きたが、しかし今や誰でも、それが禁止されたものだということはわかり、またそう言うこともできたのである。ラントフリーデを確保するために、平和と法の取り扱いが公布され、更に国王カンマー裁判所²⁶が改革されて、後に帝国最高法院と呼ばれるようになった裁判所へと改組された。これによって旧帝国は、永久ラントフリーデ違反を処罰するべき最高裁判所を持つことになったのである。これは、政治的機能やその他の機能を持たない、純粋な裁判所であった。空間的に、帝国最高法院は皇帝から分離され、さまざまな帝国都市に居を構えた²⁷。

Vom Wormser Konkordat 1122 bis zum Augsburger Reichsabschied von 1555, 2. Aufl. Baden-Baden 1994, S. 157-164; すべての帝国議会最終決定は、同時代の重要な史料集である Johann Jacob Schmauß/Heinrich Christian von Senckenberg (Hrsg.), Neue und vollständigere Sammlung der Reichsabschiede, Band I-IV, Frankfurt am Main 1747 (Nachdruck Osnabrück 1967) でよくアクセスすることができる。フェーデ禁止については、Mattias G. Fischer, Reichsreform und „Ewiger Landfrieden“. Über die Entwicklung des Fehderechts im 15. Jahrhundert bis zum absoluten Fehdeverbot von 1495 (Untersuchungen zur deutschen Staats- und Rechtsgeschichte. Neue Folge 34), Aalen 2007.

²⁵ Helgard Ulmschneider, Götz von Berlichingen. Mein Fehd und Handlungen (Forschungen aus Württembergisch Franken 17), Sigmaringen 1981; Volker Press, Götz von Berlichingen (ca. 1480-1562) - vom „Raubritter“ zum Reichsritter, in: Zeitschrift für Württembergische Landesgeschichte 40 (1981), S. 305-326; 同じ論文は、Hartmut Schmidt (Hrsg.), Goethe, Götz und die Gerechtigkeit, Wetzlar 1999, S. 15-42にも収録されている。; Winfried Woesler, Rechts- und Staatsauffassungen in Goethes Götz von Berlichingen, ebenda, S. 79-93.

²⁶ Bernhard Diestelkamp, Artikel „Kammergericht, königliches“, in: HRG (注22), Band II (2. Aufl. 2012), Sp. 1550-1553; J. Friedrich Battenberg, Königliche Kammergerichtsbarkeit im späteren 15. Jahrhundert, in: Rolf Lieberwirth/Heiner Lück (Hrsg.), Akten des 36. Deutschen Rechtshistorikertages Halle an der Saale 2006, Baden-Baden 2008, S. 525-543; 古い研究の中では、Otto Franklin, Das Königliche Kammergericht vor dem Jahre 1495, Berlin 1871.

²⁷ Jost Hausmann, Fern vom Kaiser. Städte und Stätten des Reichskammergerichts,

4. 帝国最高法院

開所式は、1495年にフランクフルトのある貴族邸宅で行われた²⁸。既にこのことが、旧帝国の最高裁判権の特徴を示している。帝国最高法院は1806年まで、つまり300年以上存続したが、自前の建物を持ったことは一度もなかった。裁判所は暫定的な設備しか持たず、急増する裁判書類にとってはしばしば余りに小さな家と不十分な文書庫を賃借していた。このような質素さは、美術史に驚くべき平行現象を見いだす。帝国最高法院の同時代のカラーの描写は一点もない。同時代の文学作品の標題銅版画で帝国最高法院を描いたものは何点かあり、復刻されているが、油絵や何か人の目を引くような描写は探しても見つからない。近世ヨーロッパの多くの国では、様相はまったく異なっており、最高裁判所の法廷を描いた華麗な絵画が存在する。そうした描写はしばしばそれぞれの国家シンボルで飾られており、中には君主自身が描かれている場合もある²⁹。しかし帝国最高法院ではすべてがささやかなものにとどまっていた。まさに奇妙なのは、シュパイアーの帝国最高法院における公開法廷 Audienz、つまり公開の期日を描いた銅版画である。数年後に裁判所はヴェツラーに移ったが、ここではほとんど同じ銅版画が、今度はヴェツラーにおける公開法廷であるかのようにして、再び公刊されたのである。描き出された法廷のホールが何らかの仕方では歴史的事実に対応しているということは、そうした絵の印刷者や出版者にとって、それゆえまったくどうでもよい事柄だったわけである³⁰。

Köln, Weimar, Wien 1995.

²⁸ Smend, Reichskammergericht (注13), S. 67-70; Jost Hausmann, Die wechselnden Residenzen des Reichskammergerichts bis Speyer, in: Bernhard Diestelkamp (Hrsg.), Das Reichskammergericht. Der Weg zu seiner Gründung und die ersten Jahrzehnte seines Wirkens (1451-1527) (Quellen und Forschungen zur höchsten Gerichtsbarkeit im Alten Reich 45), Köln, Weimar, Wien 2003, S. 145-159.

²⁹ 数多くの図像を含んでいるのは、Alain Wijffels/C. H. (Remco) van Rhee (Hrsg.), European Supreme Courts. A Portrait through History, London 2013 (同書はオランダ語でも公刊されている)。

³⁰ Scheurmann, Frieden durch Recht (注20), S. 129 および 201の図版を参照。

a) 裁判所の構成と所在地

裁判所は、その裁判官職の半数が貴族、半数が大学で勉強した法律家によって占められていたが³¹、設立後最初の何十年かはしばしば居所を変えねばならなかった。資金は常に不足していて、継続的な活動に必要なであろう額を下回っていた。そのうえ、いくつかの帝国都市には、裁判所を都市内に住まわせることを拒絶される始末であった。ルターによる宗教改革のさなか、1525年に、南ドイツで農民戦争が起きると、裁判所はそれどころか、攻撃されないように逃げなければならなかった。1527年に帝国最高法院がシュパイアーに入ることができて初めて、裁判所は持続的な居所を見だし、1689年までそこにとどまった。狭くて汚い帝国都市における生活は、美化してよいものではない。1542年から1674年までの間に、帝国最高法院は6回ペスト流行の波に襲われた³²。当初、裁判所は、疫病が猛威をふるっていない場所へ難を避けようとしたが、そうした移転は一度も成功しなかった。それゆえ裁判所は、衛生に関する厳しい諸規定を発し、病人との接触を遮断することに固執した。特に裁判所のメンバーが、疫病に襲われた場所から裁判所の居所へ逃げてきた友人や親戚を受け入れることは厳禁された。しかし、そうした危機的時期以外でも、帝国最高法院は、それが所在した都市において、異物であり続けた。裁判所の構成員とその家族、書記局メンバー、そして数多くの弁護士たちは、都市当局の支配に服さない住民集団を形成していた。帝国最高法院の人員のための諸自由 *Kameralfreiheiten* というものが存在し³³、そのことは時に都市居住者との間で問題を引き起こした。全体として、シュパイアーの、そしてまた後にはヴェツラーの住民の約10%が裁判所に属していたものと思われる。例えば、陪席裁判官たち *Assessoren*、つまり裁判官メンバーは、先買い *Fürkauf* を禁止する規

³¹ 学識者と貴族が同数という構成は、近世ヨーロッパの多くの裁判所で普通に見られたものであった。

³² ペストとペスト対策については、Peter Oestmann (Hrsg.), *Gemeine Bescheide. Teil 1: Reichskammergericht 1497-1805 (Quellen und Forschungen zur höchsten Gerichtsbarkeit im Alten Reich 63/I)*, Köln, Weimar, Wien 2013, S. 46, 69, 188-191, 201-202, 216-217, 292-293, 300-301, 470.

³³ Jost Hausmann, *Die Kameralfreiheiten des Reichskammergerichtspersonals. Ein Beitrag zur Geschichte und Rechtspraxis im Alten Reich (Quellen und Forschungen zur höchsten Gerichtsbarkeit im Alten Reich 20)*, Köln, Wien 1989.

定を、裁判所に属する者たちにあてて発している³⁴。そこでは、裁判所の構成員は、都市内部でも、都市城壁の外側でも、余りに高い値段で商品を買ったり、転売したりしてはならないものとされた。裁判所は明示的に、この措置によってインフレーションと物価値上げを阻止しようとするものであると強調している。明らかに、比較的富裕な裁判所所属者が多くいたので、彼らは高すぎる生活物資であっても買うだけの資力があつたのである。それによって価格が全体として上昇すると、帝国最高法院は都市居住者に憎まれることになる。それで、こうした指令が発せられたのであつた。他の分野でも、似たような事情があつた。例えば、裁判所の側から、レストランの訪問禁止時間に関する厳しい指令が出されている³⁵。どうやらシュパイアーには、そして後にはヴェツラーにも、直接裁判所構成員に属しているわけではないが、しかし騒がしくはた迷惑な生活を送っていた、修習生や当事者代理人が数多くいたようである。そうした条令には、ワイン飲み屋やイタリア食堂を訪れることが、明示的に言及されている。例えば、夜の時間帯にそうした所へ行くのは、他の都市居住者同様、彼らにも禁止された。自分の出したゴミ、そして近世にはゴミにはとりわけ糞尿もまた含まれていたのだが、それらを裁判所のメンバーは自費で都市から外へ運び出さねばならなかった³⁶。近世ドイツの都市がいかに悪臭に満ち、そこでの生活がいかに不健康であつたかは、よく知られている³⁷。

b) 帝国最高法院と身分制社会

帝国最高法院は身分制社会の典型的な行為規則に服していたが、その一つに、裁判所を構成する裁判官と弁護人との間の大きな社会的距離があつた³⁸。陪席

³⁴ Oestmann, *Gemeine Bescheide* (注32), S. 71; 実態と同時代のさまざまな呼称については、Albrecht Cordes, Artikel „Fürkauf“, in: HRG (注22), Band I (2. Aufl. 2008), Sp. 1876-1878.

³⁵ Oestmann, *Gemeine Bescheide* (注32), S. 72, 695-697.

³⁶ Oestmann, *Gemeine Bescheide* (注32), S. 528-529, 575-577.

³⁷ わかりやすい叙述として、Paul Münch, *Lebensformen in der frühen Neuzeit 1500 bis 1800*, Frankfurt am Main, Berlin 1992, S. 314-354.

³⁸ Bernhard Diestelkamp, *Gesellschaftliches Leben am Hof des Kammerrichters* (Schriftenreihe der Gesellschaft für Reichskammergerichtsforschung 29), Wetzlar 2002; Iris Bunte, *Das gesellschaftliche Leben am Wetzlarer*

裁判官 Assessoren³⁹と代訴人 Prokuratoren⁴⁰の間の私的な接触は、本来あるべきでないとされていた。史料は、いかに代訴人たちが、裁判官が享受していたのと出来るだけ同じ威信を要求しようと試みていたかを示している⁴¹。既に17世紀には、代訴人たちは、路上でおおっぴらに剣をひけらかすことを始めた。それどころか何人かの代訴人は、裁判所の公開法廷の場にまで、剣を帯びてやってきた。剣はそれまでは、裁判所長官 Kammerrichter と陪席裁判官の地位のシンボルであったのである。短いが、しかし激しい争いの後、代訴人達は1675年夏に主張を押し通した。彼らは以後、路上で公然と、またほとんどすべての機会に、剣を帯びて登場することができるようになった。ただ裁判所の公開法廷そのものにおいては、彼らは剣をはずさねばならず、裁判所長官が法廷から去って初めて、剣を再び付けることが許された。18世紀初めには、代訴人たちは更に、「閣下 Exzellenz」という名誉称号を自分たちに付加し始めた。この呼びかけは、それまで裁判所長官、ひょっとしたらせいぜい陪席裁判官までにしか使われていなかったものである。しかし、身分障壁のこのような柔軟

Reichskammergericht - Friedrich Wilhelm Gotter (1746-1797), ein Praktikant zur Zeit der Visitation (1767-1776), und die „Knopfmacherliteratur“, in: Anette Baumann/Anja Eichler (Hrsg.), Die Affäre Papius. Korruption am Reichskammergericht, Petersberg 2012, S. 47-53.

³⁹ 18世紀の陪席裁判官に関する網羅的研究として、Sigrid Jahns, Das Reichskammergericht und seine Richter. Verfassung und Sozialstruktur eines höchsten Gerichts im Alten Reich (Quellen und Forschungen zur höchsten Gerichtsbarkeit im Alten Reich 26/I-II), 3 Teilbände, Köln, Weimar, Wien 2011.

⁴⁰ Jürgen Weitzel, Anwälte am Reichskammergericht, in: Friedrich Battenberg/Filippo Ranieri (Hrsg.), Geschichte der Zentraljustiz in Mitteleuropa. Festschrift für Bernhard Diestelkamp zum 65. Geburtstag, Weimar, Köln, Wien 1994, S. 253-269; Andreas Klass, Standes- oder Leistungselite? Eine Untersuchung der Karrieren der Wetzlarer Anwälte des Reichskammergerichts (1603-1806) (Rechtshistorische Reihe 260), Frankfurt am Main 2002; Anette Baumann, Advokaten und Prokuratoren. Anwälte am Reichskammergericht (1690-1806) (Quellen und Forschungen zur höchsten Gerichtsbarkeit im Alten Reich 51), Köln, Weimar, Wien 2006.

⁴¹ 代訴人と陪席裁判官の間の争いに関する以下の叙述については、Oestmann, Gemeine Bescheide (注32), S. 73-75.

化を、帝国最高法院の裁判官団は受け入れようとしなかった。1713年には、代訴人たちに対して、勝手に使っていた閣下という称号を将来的には放棄すべしという厳しい命令が発せられた。18世紀末にも、似たような経緯が繰り返された。1790年に代訴人たちは、「代理人殿 Agent」という呼びかけを、自分たちのために使おうとしたが、これは第二の帝国最高裁判所であった帝国宮内法院における弁護人のための表現で、皇帝宮廷における個々の領邦の継続的な代理人が特にそう呼ばれていたのである。それゆえ、帝国最高法院は、この変更をやはり禁止したのであった。

c) 腐敗・贈収賄・スキャンダル

帝国最高法院では時に、裁判所の日常生活に大きな影響を与えるようなスキャンダルが起きた。17世紀後半のシュパイアーには、一人の悪名高い訴訟弁護士 Sollicitant がいた。訴訟弁護士というのは、当事者の利害代理人であったが、訴訟当事者の利害関心を、陪席裁判官に特に強く意識させようとしていた⁴²。通常の場合、そのように試みる訴訟弁護士は、短い嘆願紙片を書き、陪席裁判官が徒歩または輿で裁判所へ向かう途中に、それを陪席裁判官に手渡したものである。ところが、ユード・レーヴ・シュー・ツム・ザルマン、通称シュパイアーというこの訴訟弁護士は、自分は陪席裁判官団のメンバーを買収し、それによって望ましい判決を買うことができるのだと、おおびらに宣伝したのである。1685年6月、裁判所は公式に、この買収の試みについて認識した。ごく普通の手続の進め方に従い、陪席裁判官たちはまずすべての弁護人たちに、ユード・レーヴとのあらゆる接触を避けるよう命令した。その後、調査が始まったが、具合の悪いことに、このユダヤ人の訴訟弁護士が実際に裁判所の陪席裁判官たちを買収していたことが判明したのである。一人の陪席裁判官は、そのために投獄されさえした。2年後、1687年に、匿名の印刷物が出たが、そこで名前の分かっていない著者は、帝国最高法院のメンバーは既にずっと前から金で買えるのだと主張した。最も多くの金を払ってくれた当事者に有利のように決定するという慣習があるのだ、と言うのである。こうした主張は悪意に満ち

⁴² Bengt Christian Fuchs, Die Sollicitatur am Reichskammergericht (Quellen und Forschungen zur höchsten Gerichtsbarkeit im Alten Reich 40), Köln, Weimar, Wien 2002.

たもので、このように一般化された形では、事実に対応するものでもなかった⁴³。18世紀中頃には、もう一度、かなり大きな買収スキャンダルが起きた⁴⁴。1780年代の、帝国最高法院裁判官団と反抗的な代訴人たちとの対立も、人目を引くものであった。ダミアン・フェルディナント・ハースという名の代訴人が、多様な仕方でも裁判官団の仕事を攻撃した⁴⁵。彼はいくつかの著書とパンフレットを、一部は匿名、一部は実名で書いたが、特に当事者ないし弁護人がまったく意味のないサービスのために支払わなければならなかった高い費用に対して抗議した。彼の時代には、書記局の手数料に関する対立が、ちょうど燃え上がっていたのである。ある書面を写そうとする者は、単純に書き写してはならず、ある代訴人が彼のもとで働く者たちに筆写を委託することもできなかった。そうではなくて、帝国最高法院の部署として書記局があり、そこがそうした写しを専門的に扱っており、そのために手数料を払わせていた。ダミアン・フェルディナント・ハースにまつわる問題は、この点だけから来ていたものではない。彼はまた、裁判所長官の倫理的に疑わしい婚姻を批判することも、あえてした

⁴³ ユード・レーヴ・シュー Jud Löw Schuhについては、Oestmann, *Gemeine Bescheide* (注32), S. 560-566; 彼に関しては古い文献がある。Wilhelm Wachsmuth, *Europäische Sittengeschichte vom Ursprunge volksthümlicher Gestaltungen bis auf unsere Zeit*, 5. Teil, 2. Abteilung Leipzig 1839, S. 484; 新しい研究の中で簡約には、Andreas Gotzmann, *Jüdische Autonomie in der frühen Neuzeit. Recht und Gemeinschaft im deutschen Judentum*, Göttingen 2008, S. 264.

⁴⁴ Anette Baumann, *Korruption und Visitation am Reichskammergericht im 18. Jahrhundert: eine vorläufige Bilanz* (Schriftenreihe der Gesellschaft für Reichskammergerichtsforschung 41), Wetzlar 2012; 一般的には、Stefan Ehrenpreis, *Korruption im Verfahren. Bestechung an den höchsten Reichsgerichten zwischen Gerichtsfinanzierung und Rechtsbeugung*, in: Nils Grüne/Simona Slanička (Hrsg.), *Korruption. Historische Annäherungen an eine Grundfigur politischer Kommunikation*, Göttingen 2010, S. 283-305; Wolfgang Sellert, *Richterbestechung am Reichskammergericht und am Reichshofrat*, in: Battenberg/Ranieri, *Geschichte* (注40), S. 329-348.

⁴⁵ この事件については、Jürgen Weitzel, *Damian Ferdinand Haas (1723-1805) - ein Wetzlarer Prokuratorenleben* (Schriftenreihe der Gesellschaft für Reichskammergerichtsforschung 18), Wetzlar 1996.

のである。裁判所は彼の職務を停止したが、しかしその後彼を再び受け入れた。新たな衝突の後、彼は完全に代訴人の職からはずされた。

d) ヴェツラーへの移転と帝国の終焉

帝国最高法院にとっての真の断絶を意味していたのは、1689年のシュパイアーからヴェツラーへの移転であった。背景となったのは、フランスに対する神聖ローマ帝国の帝国戦争であった。フランスの太陽王ルイ14世の兵士たちは、帝国西部地方に侵入し、1688年秋には帝国都市シュパイアーを攻囲した。既に1688年11月と12月に、フランス軍は帝国最高法院のメンバーに対して、兵士と負傷者を彼らの住居に受け入れるよう、強制した。裁判所の建物は、封印された。数多くの裁判書類を、フランス軍はシュトラースブルクへ移送した。1689年2月初めには、シュパイアーの状況はますます不安定になり、大多数の裁判所メンバーはフランクフルト・アム・マインに逃れた。その後、フランス軍はシュパイアーに火を放ち、帝国都市は灰燼に帰した。フランクフルト・アム・マインでは逃げてきた陪席裁判官たちが集まり、状況について協議した。1689年夏、なおフランクフルトの仮住まいの中で、裁判所メンバーは二つの決定を下した。第一に、彼らは、帝国諸身分の代訴人全体に対して、帝国最高法院維持費 Kammerzieler の支払いを担当領邦に働きかけるよう、要求した。裁判所は、まさにこの危機的状況において金を必要としており、それゆえ領邦は、裁判所の財政維持に協力するという義務を、ついに果たすべきであるというのである。第二に、陪席裁判官たちは、散逸し失われた裁判書類を取り戻すための最初の諸措置を講じた。いくらかの書類は既に陪席裁判官や代訴人によって救い出されており、それらは今やフランクフルトで樽に詰めて集められ保管されていたが⁴⁶、しかしもちろん、フランス軍がシュトラースブルクへと持ち去った比較的大きな構成部分がなお欠けていた。それらについては、裁判所は、なお何年もの間返還を待たねばならず、ようやく1697年のリュスウィク平和条約⁴⁷で、フランスは書類を神聖ローマ帝国に返却することを義務づけられたが、

⁴⁶ Smend, Reichskammergericht (注13), S. 214-216; Oestmann, Gemeine Bescheide (注32), S. 45-46.

⁴⁷ 概観として、Rudolf Hoke, Artikel „Ryswicker Friede“, in: HRG (注21), Band IV (1. Aufl. 1990), Sp. 1214-1216; 条約テキスト (ラテン語版) は、Schmauß/

しかしこれにもまた何年もかかった。その間1689年秋には、帝国最高法院をヴェツラーに移すという決定が確定した⁴⁸。これまた小さな、むしろ重要でない帝国都市であったが⁴⁹、陪席裁判官たちも、代訴人たちも、そこに移住した。1689/90年の冬には、裁判所の文書業務も再開されたが⁵⁰、ただし公開法廷はこの状況では開催できなかった。1693年5月になって初めて、ヴェツラーにおける最初の公開法廷が、華やかに開始されたのである。このヴェツラーに、帝国最高法院はその後1806年までとどまった。旧帝国の終焉を、陪席裁判官たちはそこで身近に体験した。彼らはなお何年か一緒にいつづけ、年金支払いを確保しようと試みた。定期の会合はなお開かれ、それどころか何人かの陪席裁判官たちは学識的な報告書まで著した。しかしそこで問題とされたのはもはや訴訟ではなく、自身の老齢年金だけであったのだから⁵¹。

e) 公開法廷と口頭性の残存

帝国最高法院の日常にとって、公開法廷は特別な役割を果たしていた。学識法からは次のような原則が知られていた：「書面がないものはこの世にない

Senckenberg, Neue Sammlung (注24), Teil 4, S. 164-174.

⁴⁸ 裁判所の移設に関する史料は、Karl Zeumer, *Quellensammlung zur Geschichte der Deutschen Reichsverfassung in Mittelalter und Neuzeit*, 2. Aufl. Tübingen 1913, S. 467-469.

⁴⁹ ヴェツラー市についてはとりわけ、Hans-Werner Hahn, *Altständisches Bürgertum zwischen Beharrung und Wandel. Wetzlar 1689-1870* (Stadt und Bürgertum 2), München 1991; derselbe, *Reichskammergericht und Stadtentwicklung. Wetzlar 1689-1806* (Schriftenreihe der Gesellschaft für Reichskammergerichtsforschung 12), Wetzlar 1991.

⁵⁰ 裁判所のヴェツラー時代についてはまた、Georg Schmidt-von Rhein, *Das Reichskammergericht in Wetzlar* (Schriftenreihe der Gesellschaft für Reichskammergerichtsforschung 9), Wetzlar 1990.

⁵¹ これについて包括的なのは、Eric-Oliver Mader, *Die letzten „Priester der Gerechtigkeit“. Die Auseinandersetzungen der letzten Generation von Richtern des Reichskammergerichts mit der Auflösung des Heiligen Römischen Reiches Deutscher Nation* (Institut für Europäische Kulturgeschichte der Universität Augsburg. Colloquia Augustana 20), Berlin 2005.

Quod non est in actis non est in mundo]⁵²。これは、基本的に純粹に書面による訴訟遂行を意味していた。すべての行為が書面で準備され、その書面が提出されるべきものとされていた。そのためには、決まったルールがあったが、それらは微細をうがっていたので見通しがきかないほどであった⁵³。しかし書面による攻防と並んで、帝国最高法院では、1495年から1806年の終焉まで、なお公開法廷も行われたのである。そうした公開法廷は、口頭による審議ではなかったが、それでもそこには代訴人が出席し、陪席裁判官の少なくとも一部と、かなりの数の聴衆がいた。そこで帝国最高法院は、帝国の制度として公開の場に姿を現したのである。この公開法廷において、裁判所長官ないし彼の代理人である裁判所長 Kammerpräsident が、裁判所の判決を宣言した。その他に、弁護人はそこで書面を、あらかじめ決められた形式で提出しなければならなかった。彼らは同時に、どのような手続と書面の種類が問題となっているかを、短く述べるべきものとされていた。そのために、帝国最高法院では、さまざまないわゆる輪番質問 Umfragen というものが知られていた。それぞれの勤務年数にしたがって、最年長の代訴人が、部分毎に、彼の案件を公開法廷に提示し、その後順番により若い代訴人たちが続いた。

しかし多くの代訴人たちが、単に書面を提出することでは満足しなかったために、大きな問題が生じた。そうでなくてむしろ彼らは、事情や紛争状況についても、公開法廷で包括的に述べようとしたのである。このことは会議を長引かせたが、他方でそれを興味深いものにもした。ここには、裁判官と弁護人の間の非常に大きな利害の違いが示されている。帝国最高法院の陪席裁判官たちはいつも、口頭による陳述を限定しようとした。口頭陳述の文字通りの記録は、3、4行以上にわたってはならない、とする規定があった。代訴人たちの見方はまったく違ったものであった。これはおそらく裁判官と弁護人の間の時代を超えた基本問題なのだろうと思われる。弁護人が、公開の法廷でしゃべる可能

⁵² ラテン語の法格言について最も明快な概観を与えるのは、Detlef Liebs, *Lateinische Rechtsregeln und Rechtssprichwörter*, 6. Aufl. München 2007.

⁵³ 規範史的な観点から見た帝国最高法院訴訟の進行一般については、Bettina Dick, *Die Entwicklung des Kameralprozesses nach den Ordnungen von 1495 bis 1555 (Quellen und Forschungen zur höchsten Gerichtsbarkeit im Alten Reich 10)*, Köln, Wien 1981; 後代の諸変化については、Oestmann, *Gemeine Bescheide* (注32), 公開法廷についてもそこに包括的な記述がある。

性を得る場合、彼らは、自分たちが代理している事柄のために精力を注ぐので、弁護士たちは常に裁判所における口頭性を擁護する。それに対して裁判官の方は、書面で満足することが多いのである。帝国最高法院はこの問題を決して解決できなかった。公開法廷規則の改革は多くなされたが、口頭性と書面性との間の危うい綱渡りは一度も成功しなかった。その帰結は明白で、弁護士たちが事案や紛争の状態に関する演説を行うことをもはや許されなくなった程度に応じて、公開法廷は代訴人たちにとって魅力を著しく失っていった。多くの代訴人は、もはや公開法廷に出てこなくなり、同僚に代理させてすませた。すると今度は、公開法廷への出席を改善し、出席できない場合の弁明票を規則通りに提出し、公開法廷の時間に昼食に行かないようにという裁判所の指令が出るが、帝国最高法院は結局この問題をコントロールすることができなかった⁵⁴。

5. 帝国宮内法院

第二の帝国最高裁判所であった帝国宮内法院は、この点では、帝国最高法院よりも著しく単純であった。両裁判所は基本的に同じ管轄を有していたが、特徴的な仕方で違っていた。すなわち、17世紀初め以来、帝国宮内法院では公開法廷はもはや開かれなくなっていたのである。手続全体がここでは純粋に書面によって進められた。当事者や、ここでは代理人 Agenten と呼ばれた弁護士が公開の場に登場することはなかったのである⁵⁵。帝国宮内法院は常に皇帝と

⁵⁴ 公開法廷の細部、および弁護士と陪席裁判官の争いについての研究はほとんどない。多くの史料参照指示が Oestmann, Gemeine Bescheide (注32)にある。同時代の職業像について一般的には、Erich Döhring, Geschichte der deutschen Rechtspflege seit 1500, Berlin 1953, S. 35-173; 個別研究として、Bernhard Diestelkamp, Beobachtungen zur Schriftlichkeit im Kameralprozeß, in: Peter Oestmann (Hrsg.), Zwischen Formstrenge und Billigkeit. Forschungen zum vormodernen Zivilprozeß (Quellen und Forschungen zur höchsten Gerichtsbarkeit im Alten Reich 56), Köln, Weimar, Wien 2009, S. 105-115.

⁵⁵ 帝国宮内法院の管轄と手続については、Wolfgang Sellert, Über die Zuständigkeitsabgrenzung von Reichshofrat und Reichskammergericht insbesondere in Strafsachen und Angelegenheiten der freiwilligen Gerichtsbarkeit (Untersuchungen zur deutschen Staats- und Rechtsgeschichte. Neue Folge 4),

密接に結びついており、帝国最高法院と違って固定した居所を持たなかった。皇帝が旅行してまわると、帝国宮内法院もそれにしたがって動いたのである。17世紀後半のいくつかの史料によれば、当時ハープスブルク家の皇帝たちは、オーストリアのヴェルスという都市に宮殿を持っていたが、皇帝がヴィーンからヴェルスへ行くと、帝国宮内法院全体も一緒に旅行しなければならなかった。弁護士たちも同様である。帝国宮内法院のいくつかの命令が、実際にヴェルスに引っ越すよう、弁護士たちに要求している。そして皇帝がまたヴィーンに戻ると、帝国宮内法院全体がそれに従ったのであった⁵⁶。

帝国最高法院と違って、帝国宮内法院は純粋な裁判所ではなく、同時にローマ・ドイツ皇帝の助言委員会であった。帝国最高法院の場合特に規定的であった諸身分の関与権は、帝国宮内法院には存在しなかった。それゆえ、帝国宮内法院がいつ設立されたのかを言うのも難しいのである。それはただ徐々にますます多くの裁判機能を引き受けていったのであった。研究では1497/98年が帝国宮内法院の裁判活動の開始の時点とされているが、これは確とした設立年代というよりは、むしろ歴史家の間の約束事というべききものである⁵⁷。皇帝への近さによって、帝国宮内法院の政治的力は、16世紀終わり以降、帝国最高法院のそれよりも大きなものであった。それどころか時に帝国宮内法院は、帝国最高法院に指示を与えようとした⁵⁸。しかしそれに対して、帝国最高法院のメン

Aalen 1965; derselbe, Prozeßgrundsätze und Stilus Curiae am Reichshofrat im Vergleich mit den gesetzlichen Grundlagen des reichskammergerichtlichen Verfahrens (Untersuchungen zur deutschen Staats- und Rechtsgeschichte. Neue Folge 18), Aalen 1973; 形式に関しては、Eva Ortlieb, Das Prozeßverfahren in der Formierungsphase des Reichshofrats (1519-1564), in: Oestmann, Zwischen Formstrenge und Billigkeit (注54), S. 117-138; 1600年頃のきわめてまれな公開法廷の例を描くのは、Stefan Ehrenpreis, Kaiserliche Gerichtsbarkeit und Konfessionskonflikt. Der Reichshofrat unter Rudolf II. 1576-1612 (Schriftenreihe der Historischen Kommission bei der Bayerischen Akademie der Wissenschaften 72), Göttingen 2006, S. 39-40.

⁵⁶ Oestmann, Gemeine Bescheide (注32), S. 46-47.

⁵⁷ Peter Moraw, Artikel „Reichshofrat“, in: HRG (注21), Band IV (1. Aufl. 1990), Sp. 630-638; 帝国宮内法院の初期史についてはまた、Ortlieb, Prozeßverfahren (注55), S. 117-138.

⁵⁸ これはいわゆる Promotoriales と呼ばれるものである。この点に関しては、

バーたちは常に対抗し、彼らの裁判官としての独立性を防衛したのであった。

6. 近年の研究

以下で研究史を問題にするのだが、その際の論述は大部分帝国最高法院に関係するものである。帝国宮内法院は、帝国最高法院よりも非常にわずかしが研究されてきていない。そのことには、おそらく複数の理由が大きな影響を及ぼしていると思われる。帝国宮内法院は、まさに一部しか、裁判所と見なされなかった。既に同時代の法学識文献が、帝国最高法院を、帝国宮内法院よりもずっと熱心に扱っていた⁵⁹。また、帝国宮内法院は、その皇帝との緊密な結びつきのためにオーストリア的に見え、一方帝国最高法院はむしろドイツ的に見えたということもあるかもしれない。ごく実的な問題もそれに加わった。帝国宮内法院の裁判書類は、ほとんどまとまって、ヴィーンの文書館にある⁶⁰。それ

Peter Oestmann, Rechtsverweigerung im Alten Reich, in: Zeitschrift der Savigny-Stiftung für Rechtsgeschichte. Germanistische Abteilung 127 (2010), S. 51-141 (122-124); もっとも、帝国宮内法院は帝国最高法院に対して公式に優位にあったわけではない。それゆえ Markus Senn, Der Reichshofrat als oberstes Justizorgan unter Karl V. und Ferdinand I. (1519-1564), in: Anja Amend/Anette Baumann/Stephan Wendehorst/Siegrid Westphal (Hrsg.), Gerichtslandschaft Altes Reich. Höchste Gerichtsbarkeit und territoriale Rechtsprechung (Quellen und Forschungen zur höchsten Gerichtsbarkeit im Alten Reich 52), Köln, Weimar, Wien 2007, S. 27-39 (28) は不適切である。

⁵⁹ 帝国最高法院文献の同時代のまとめは、Egid Joseph Karl von Fahnenberg, Litteratur des Kaiserlichen Reichskammergerichts, Wetzlar 1792; 新しい目録であるが、ただし陪席裁判官による仕事に限られたものとして、Anette Baumann (Bearb.), Gedruckte Relationen und Voten des Reichskammergerichts vom 16. bis 18. Jahrhundert. Ein Findbuch (Quellen und Forschungen zur höchsten Gerichtsbarkeit im Alten Reich 48), Köln, Weimar, Wien 2004.

⁶⁰ 目録化プロジェクトについては、Wolfgang Sellert, Projekt einer Erschließung der Akten des Reichshofrats, in: derselbe (Hrsg.), Reichshofrat und Reichskammergericht. Ein Konkurrenzverhältnis (Quellen und Forschungen zur höchsten Gerichtsbarkeit im Alten Reich 34), Köln, Weimar, Wien 1999; S. 199-210. ここ数年来、最初の印刷目録が公刊されている。

に対して、帝国最高法院の裁判書類は、19世紀半ばには、ドイツ連邦の加盟諸国に分割された。したがって実際には、比較的大きなドイツの文書館はすべて、この裁判所の関係書類を保有しているのである⁶¹。このように史料へのアクセスが容易だということが、歴史的・法史的取り組みにとって、相当大きな役割を果たしている。

a) 規範史的アプローチ

帝国最高法院・帝国宮内法院研究の第一の局面は、強く規範史的に規定されていた。これは何十年にもわたって、ドイツ法史で支配的な方法であった⁶²。古い法史料から、帝国の二つの最高裁判所の制度と管轄を再構成することが、

Wolfgang Sellert (Hrsg.), Die Akten des Kaiserlichen Reichshofrats. Serie I: Alte Prager Akten, (今までのところ) 3 Bände, Berlin 2009/2012. Serie II: Antiqua, (今までのところ) 1 Band, Berlin 2010; 更なる情報は、<http://www.reichshofratsakten.de>.

⁶¹ 帝国最高法院裁判書類の伝承史については、この間多くの文献がある。古典的な研究として、Walter Latzke, Das Archiv des Reichskammergerichts, in: Zeitschrift der Savigny-Stiftung für Rechtsgeschichte. Germanistische Abteilung 78 (1961), S. 321-326; 近年の文献の中では、Bernhard Diestelkamp, Rückblick auf das Projekt zur Inventarisierung der Reichskammergerichtsakten, in: Friedrich Battenberg/Bernd Schildt (Hrsg.), Das Reichskammergericht im Spiegel seiner Prozessakten. Bilanz und Perspektiven der Forschung (Quellen und Forschungen zur höchsten Gerichtsbarkeit im Alten Reich 57), Köln, Weimar, Wien 2010, S. 3-9; 伝存する裁判書類についての概観は、ebenda S. 415-427.

⁶² 一般史研究と法史研究の間での近年の方法的議論については、とりわけ Gerd Schwerhoff, Historische Kriminalitätsforschung (Historische Einführungen 9), Frankfurt am Main 2011, S. 15; Barbara Stollberg-Rilinger, Verfassungsgeschichte als Kulturgeschichte, in: Zeitschrift der Savigny-Stiftung für Rechtsgeschichte. Germanistische Abteilung 127 (2010), S. 1-32 (27-31); それに対して、Mathias Schmoeckel, Humanität und Staatsraison. Die Abschaffung der Folter in Europa und die Entwicklung des gemeinen Strafprozeß- und Beweisrechts seit dem hohen Mittelalter (Norm und Struktur 14), Köln, Weimar, Wien 2000, S. 3-4は、まず優先的に「法」を研究し、その後はじめて「実務」を研究すべきことを主張する。

そこでは問題とされていた。1965年のあるモノグラフィーでは、帝国宮内法院と帝国最高法院の管轄の区分が論じられた。著者は、両最高裁判所の裁判所規則を比較し、帝国宮内法院規則がしばしば帝国最高法院規則を参照するよう指示していたこと、および両裁判所の管轄はそうでなくとも非常によく似ていたことを、確認した⁶³。1981年の第二のモノグラフィーは、1495年から1555年までの帝国最高法院における訴訟 Kameralprozess の展開を研究した。この仕事の史的基礎は、裁判所の最初の60年に由来する、いくつかの帝国最高法院規則であった⁶⁴。細かい史料操作および解釈論の点では、これらの研究を批判することはできない。古い法史料を理解するためには、これらの仕事は必要であり、また有用なものでもある。問題はしかし別の所にある。規範史的研究は、その認識を、それらが研究した規範に限定せず、それを越えて主張することがしばしばあるのである。帝国最高法院訴訟の展開に関する仕事は、このようにして、帝国最高法院における訴訟というものが本来どのようなものであったかという点についても言明するという危険に陥ることになる。このことは、読者にも同様にあてはまる。規範史的研究にもとづいて、裁判所がいかに作動していたかを知っているような気になってしまうのである。しかし、これは決してそのとおりではない。規範史的研究は、実務と法現実については何も言っていないのである。それゆえ、一般史家は、この種の法史研究に興味を失い、法史家に対して強い方法的非難を浴びせてきた。ここ20、30年来、法史研究は方法的に新しい方向へ大きく開かれてきたが、法史においては過去の法規規範が問題なのだという偏見は、なお存在している。一般史と法史の間の理解上の問題は多くここに起因しているのである。旧帝国の二つの最高裁判所の研究においては、規範史が法実務に関する研究によって補完されるということが、真の解放のための一撃であった。全ヨーロッパで近世の裁判所に関する研究が活況を呈したのは、法現実に対する関心から主に説明されるところである。どんな人々が裁判所に訴えを起こしたのか、どのような関心と利害を彼らは持っていたのか、

⁶³ Sellert, Zuständigkeitsabgrenzung (注55); それに対して同年に出版された非常にすぐれた学位論文 Wiggenhorn, Reichskammergerichtsprozeß (注8) は、既に多くの裁判書類を用いて研究しており、はっきりと法実務に興味を示していた。

⁶⁴ Dick, Entwicklung (注53)。

裁判所はそうしたケースをいかに決定したのか、といったことが知りたいと思われているのである。事実上すべての比較的大きなヨーロッパの国において、まさにこうした諸問題に関して、ここ10年以上、活発な諸研究がなされている⁶⁵。それゆえ、帝国最高法院と帝国宮内法院をこのようにして、ヨーロッパの最高裁判所の類型論の中に位置づけることも可能となっているのである。

b) 史料の目録化と数量化

この方法的拡大のための前提は、史料へのアクセスである⁶⁶。この点、帝国最高法院の史料状況は、帝国宮内法院よりもずっと良好である。帝国最高法院の裁判書類は40以上の文書館に散在しているが、およそ1980年ごろから、統一的な基準に沿って、印刷された史料手引きで目録化されている。それゆえ、帝国最高法院の活動を追跡するのは比較的簡単なのである⁶⁷。帝国宮内法院の場

⁶⁵ ヨーロッパ的概観として、Scheurmann, Frieden durch Recht (注20), S. 347-450; Bernhard Diestelkamp (Hrsg.), Oberste Gerichtsbarkeit und zentrale Gewalt im Europa der Frühen Neuzeit (Quellen und Forschungen zur höchsten Gerichtsbarkeit im Alten Reich 29), Köln, Weimar, Wien 1996; Auer/Ogris/Ortlieb, Höchstgerichte (注9); Wijffels/van Rhee, Supreme Courts (注29); Leopold Auer/Eva Ortlieb (Hrsg.), Appellation und Revision im Europa des Spätmittelalters und der Frühen Neuzeit (Beiträge zur Rechtsgeschichte Österreichs 3/I), Wien 2013; ドイツとスペインの間の個別的比較として、Ignacio Czeguhn/José Antonio López Nevot/Antonio Sánchez Aranda/Jürgen Weitzel (Hrsg.), Die Höchstgerichtsbarkeit im Zeitalter Karls V. Eine vergleichende Betrachtung (Schriftenreihe des Zentrums für rechtswissenschaftliche Grundlagenforschung Würzburg 4), Baden-Baden 2011.

⁶⁶ 基本的な規範史料を提供するのは、Adolf Laufs (Hrsg.), Die Reichskammergerichtsordnung von 1555 (Quellen und Forschungen zur höchsten Gerichtsbarkeit im Alten Reich 3), Köln, Wien 1976; Wolfgang Sellert (Hrsg.), Die Ordnungen des Reichshofrates 1550-1766 (Quellen und Forschungen zur höchsten Gerichtsbarkeit im Alten Reich 8/I-II), Köln, Wien 1980-1990.

⁶⁷ さまざまな文書館の個々の史料手引きには同時に „Inventar der Akten des Reichskammergerichts“ としての巻数が付いている。これについては、Battenberg/Schildt, Reichskammergericht (wie Anm. 61), S. 415-421のリス

合、これはずっと困難である。確かに裁判書類は圧倒的にヴィーンにあるが、ようやく2009年に近代的な史料記録の最初の巻が出版されたところである⁶⁸。このように数十年遅い目録化のために、帝国宮内法院の研究は明らかによりゆっくりと進んできたが、しかし今後は確実に著しく活性化するものと思われる。

法実務に関する最初の諸研究のうちの一つは、16世紀の帝国最高法院についての統計的・数量的な研究であった。訴訟係属、当事者の出身地、訴訟対象のおおまかな分類が、問題とされた⁶⁹。

c) 活動領域と訴訟対象

aa) 魔女裁判

しかし、数量化的研究は、むしろ例外にとどまった⁷⁰。それよりも具体的実務との取り組みが、従来ほとんど知られていなかった帝国裁判所の活動分野全体を解明してきた。一つの重要な例は魔女裁判である⁷¹。ドイツでは、数波

トアップを参照。帝国最高法院のいわゆる「不可分伝存史料」（この中には伝承されてきた判決と裁判所議事録 *Senatsprotokolle* が含まれる）はベルリンの連邦文書館にある。概観と調査可能性については、http://www.bundesarchiv.de/benutzung/zeitbezug/roemisches_reich/index.html.de。

⁶⁸ Sellert, Akten (注60)。

⁶⁹ Filippo Ranieri, *Recht und Gesellschaft im Zeitalter der Rezeption. Eine rechts- und sozialgeschichtliche Analyse der Tätigkeit des Reichskammergerichts im 16. Jahrhundert* (Quellen und Forschungen zur höchsten Gerichtsbarkeit im Alten Reich 17/I-II), 2 Bände, Köln, Wien 1985。

⁷⁰ ラニエリの研究を後期の帝国最高法院について延長しようとしているのは、Anette Baumann, *Die Gesellschaft der Frühen Neuzeit im Spiegel der Reichskammergerichtsprozesse* (Quellen und Forschungen zur höchsten Gerichtsbarkeit im Alten Reich 36), Köln, Weimar, Wien 2001; 地域史的な観点から数量化しているのは、Robert Riemer, *Frankfurt und Hamburg vor dem Reichskammergericht. Zwei Handels- und Handwerkszentren im Vergleich* (Quellen und Forschungen zur höchsten Gerichtsbarkeit im Alten Reich 60), Köln, Weimar, Wien 2012。

⁷¹ Oestmann, *Hexenprozesse* (注8); Ralf-Peter Fuchs, *Hexerei und Zauberei vor dem Reichskammergericht. Nichtigkeiten und Injurien*

にわたって、重点としてはおよそ1580年と1660年の間に、数多くの魔女裁判が起きた⁷²。犠牲者数は約10万と言われており、大半は女性であった。悪魔と同盟し、悪魔と性交渉を持ち、魔女の宴に参加し、害を及ぼす魔術を使う、という非難がなされた。ほとんど至る所で、魔女裁判は、糺問訴訟の簡易化された形式として行われた。拷問のための諸前提は、きわめてぞんざいに扱われた。投獄された他の女性によって、容疑女性が告発されるだけで、徴表としてはしばしばもう十分であった。防御の可能性は制限され、拘留条件はみじめなものであった。魔男・魔女として追求された男女は、領邦におけるこうした魔女裁判に対して、帝国最高法院と帝国宮内法院に助けを求めた。彼らはそこで、違法な拷問⁷³、告発の強制、そしてごく一般的に数多くの訴訟法原則の無視について訴えたのである。帝国最高法院は、刑事事件については本来管轄を有していなかった。しかし、違法な訴訟遂行を理由として、そうしたいわゆる無効の訴えを起こすことは可能であった。また命令訴訟、つまり当面の法的保護の手続⁷⁴もまた、許されていた。約200人の男女が、このようにして、魔女裁判を

(Schriftenreihe der Gesellschaft für Reichskammergerichtsforschung 16), Wetzlar 1994. この文献には本文であげられた個別の諸問題についての指示も見られる。魔女犯罪に関する多くの参照指示を含むのは、また Derselbe, Um die Ehre. Westfälische Beleidigungsprozesse vor dem Reichskammergericht 1525-1805 (Westfälisches Institut für Regionalgeschichte. Landschaftsverband Westfalen-Lippe Münster. Forschungen zur Regionalgeschichte 28), Paderborn 1999, とりわけ S. 293-324.

⁷² 文献は見通しがきかないほど多い。概観を与えるのは、Wolfgang Behringer, Hexen. Glaube - Verfolgung - Vermarktung, 5. Aufl. München 2009; derselbe (Hrsg.), Hexen und Hexenprozesse in Deutschland, 7. Aufl. München 2010; Walter Rummel/Rita Voltmer, Hexen und Hexenverfolgung in der Frühen Neuzeit, 2. Aufl. Darmstadt 2012.

⁷³ 拷問の前提については、また Peter Oestmann, Rechtmäßige und rechtswidrige Folter im gemeinen Strafprozess, in: Thomas Weitin (Hrsg.), Wahrheit und Gewalt. Der Diskurs der Folter in Europa und den USA, Bielefeld 2010, S. 87-110.

⁷⁴ 規範的基礎については、Manfred Uhlhorn, Der Mandatsprozess sine clausula des Reichshofrats (Quellen und Forschungen zur höchsten Gerichtsbarkeit im Alten Reich 22), Köln, Wien 1990; そこに古い文献、特に Arthur Skedl と

帝国最高法院に持ち込んだ。魔女裁判の巨大な数に比べると、この数字はごくわずかなものと聞こえる。しかし帝国最高法院の諸決定は、驚くほど法学的な態度を示している。多くの陪席裁判官たち自身は魔女の存在を信じていたにもかかわらず、彼らは通常の裁判諸原則の柔軟化に対しては、明確に反対を表明した⁷⁵。とりわけ拷問のための徴表を、帝国最高法院は極めて厳格に解釈した。即決手続は認められるべきでなく、裁判所は魔女事案についても他の刑事訴訟と同じ手続諸原則を適用するべきであるとされた。帝国最高法院は、魔女裁判においても義務的な防御を要求し、人間的な拘留条件のために働きかけ、またいわゆる魔女試しを禁止した。つまり、ドイツのいくつかの地方では、魔女と思しき人間を聖別された水に投げ入れ、清らかな水が汚れた魔女をはねのけるかどうかを観察したのである。もしそうなれば、それは拷問のための徴表と見なされた。そうした水による試し Wasserprobe を、帝国最高法院は決して受け入れなかった。魔女裁判を文筆で批判した人たちのうちで最も重要な人物の一人であった、イエズス会神父フリードリヒ・シュペーは、帝国最高法院と帝国宮内法院を明示的に賛美した。彼の「刑事的警告 Cautio Criminalis」の第2版序文で、シュペーは1632年に、帝国最高法院と帝国宮内法院の何人かのメンバーが、出来るだけ多くの人々に魔女裁判の不法を認識させることができるように、彼の本の新版を出すよう彼を励ましたと書いているのである⁷⁶。

bb) 臣民訴訟

帝国の最高裁判所の活動の別の諸分野も、次第に研究されてきた。その際、特に一般史家の間では、臣民訴訟が注目を集めてきた⁷⁷。旧帝国の最高裁判所

Manfred Hinz の研究についての情報も含まれている。

⁷⁵ 普通法における糺問訴訟については、Alexander Ignor, *Geschichte des Strafprozesses in Deutschland 1532-1846. Von der Carolina Karls V. bis zu den Reformen des Vormärz* (Rechts- und Staatswissenschaftliche Veröffentlichungen der Görres Gesellschaft, Neue Folge 97), Paderborn, München, Wien, Zürich 2002; 概観と近年の文献については、またHinrich Rüping/Günter Jerouschek, *Grundriss der Strafrechtsgeschichte*, 6. Aufl. München 2011.

⁷⁶ Peter Oestmann, *Friedrich Spee und das Reichskammergericht im Kampf gegen die Hexenprozesse*, in: *Spee-Jahrbuch* 5 (1998), S. 9-58.

⁷⁷ Julia Maurer, *Der „Lahrer Prozess“ 1773-1806. Ein Untertanenprozess vor*

では、領邦のただの臣民たちも、彼らに不法が生じた場合、自身の領邦君主を訴える権利を持っていた。そうしたケースは実際に起きており、異常なことではなかった。ある場所の村民全体やある地方が結束して、その君主に対して訴訟を起こす場合には、そのような手続は特別な関心を引いた。そのような場合にはしばしば、伝統的な諸慣習に対する領邦君主の介入があったのではないか、ということが問題となった。それゆえ農民たちはこのような観点から、彼らの伝来の諸自由を防衛し、君主の権力拡大の努力に対して抵抗したのである。これらの抵抗運動は、近世の絶対主義という古い言い方がいかに不正確で限定されたものであったかを、示している⁷⁸。法的地位を拡大しようとする領邦君主に対しては、反抗と抵抗が見られた⁷⁹。しかし、そうした反抗はますます暴力

dem Reichskammergericht (Quellen und Forschungen zur höchsten Gerichtsbarkeit 30), Köln, Weimar, Wien 1996; Rita Sailer, Untertanenprozesse vor dem Reichskammergericht. Rechtsschutz gegen die Obrigkeit in der zweiten Hälfte des 18. Jahrhunderts (Quellen und Forschungen zur höchsten Gerichtsbarkeit im Alten Reich 33), Köln, Weimar, Wien 1999; Werner Troßbach, Soziale Bewegung und politische Erfahrung. Bäuerlicher Protest in hessischen Territorien 1648-1806 (Sozialgeschichtliche Bibliothek), Weingarten 1987; derselbe, Die Reichsgerichte in der Sicht bäuerlicher Untertanen, in: Bernhard Diestelkamp (Hrsg.), Das Reichskammergericht in der deutschen Geschichte. Stand der Forschung, Forschungsperspektiven (Quellen und Forschungen zur höchsten Gerichtsbarkeit im Alten Reich 21), Köln, Wien 1990, S. 129-142; derselbe, „Gar herrlichen (...) zu lesen bei dem Zasio“ - Die Einbeziehung von Prozessen bäuerlicher Untertanen gegen ihre Obrigkeit in die Kameralliteratur, in: Battenberg/Schildt, Reichskammergericht (wie Anm. 61), S. 63-91; Johannes Arndt, Der Fall „Meier Cordt contra Graf zur Lippe“. Ein Untertanenprozeß vor den Territorial- und Reichsgerichten zwischen 1680 und 1720 (Schriftenreihe der Gesellschaft für Reichskammergerichtsforschung 20), Wetzlar 1997.

⁷⁸ 近年の議論についての概観は、Martin Wrede, Artikel „Absolutismus“, in: Enzyklopädie der Neuzeit 1 (2005), Sp. 24-34; Ulrike Seif, Artikel „Absolutismus“, in: HRG (注22), Band I (2. Aufl. 2008), Sp. 30-38.

⁷⁹ 概観として、Peter Blickle, Unruhen in der ständischen Gesellschaft 1300-1800 (Enzyklopädie deutscher Geschichte 1), 2. Aufl. 2010; Winfried Schulze, Bäuerlicher Widerstand und feudale Herrschaft in der frühen Neuzeit (Neuzeit im Aufbau 6), Stuttgart, Bad Cannstatt 1980.

なしで進行した。「社会的紛争の法化」というのが、したがって、1970年代、1980年代の社会史家によって作られたスローガンであった⁸⁰。住民の間の騒ぎは、ますます頻繁に、現実の反乱や戦いではなく、法的な苦情申し立てに活路を見出したのである。臣民訴訟に関するこの種の研究は、近年、少し後退している。1968年の学生運動を自身の記憶から知っている歴史家の世代が、意見形成の主導権をより若い学者たちにだんだんと譲り渡してきたことに、その原因があるのかもしれない。

cc) 宗派紛争

帝国の両最高裁判所の宗派的方向性については、伝統的に大きな先入観が支配してきた。帝国宮内法院は常にカトリックの皇帝と結びついていたのに対して、帝国最高法院はプロテスタントの帝国諸身分によっても占められていた。1555年のアウクスブルクの宗教和議によれば、陪席裁判官の半数はカトリック、他の半数はプロテスタントたるべしとされていた。もっとも、裁判所長官と裁判所長は常にカトリックであった。彼らは、陪席裁判官の意見が同数で分かれた場合には、事案を決定する権利を持った。確たる事務分担計画も存在しなかったので、裁判所長官は、ある特定の事案を、彼が選んだ報告者に検討のために割り当てることができた⁸¹。

⁸⁰ Schulze, *Bäuerlicher Widerstand* (注79), S. 76; Schmidt, *Geschichte des Alten Reiches* (注18), S. 141; これについてはまた, *Ein kulturhistorisches Experimentierfeld par excellence: Gerichtsakten als Quelle. Möglichkeiten und Grenzen* : Interview mit Prof. Dr. Winfried Schulze, in: *zeitenblicke* 3 (2004), Nr. 3 [13.12.2004], URL: <http://www.zeitenblicke.de/2004/03/interview/schulze.htm>.

⁸¹ このテーマについて包括的には、Bernhard Ruthmann, *Die Religionsprozesse am Reichskammergericht. Eine Analyse anhand ausgewählter Fälle* (Quellen und Forschungen zur höchsten Gerichtsbarkeit im Alten Reich 28), Köln, Weimar, Wien 1996; 宗派紛争については更に、Dietrich Kratsch, *Justiz - Religion - Politik. Das Reichskammergericht und die Klosterprozesse im ausgehenden sechzehnten Jahrhundert* (*Jus ecclesiasticum* 39), Tübingen 1990; Wolfgang Friedrich, *Territorialfürst und Reichsjustiz. Recht und Politik im Kontext der hessischen Reformationsprozesse am Reichskammergericht* (*Jus ecclesiasticum* 83), Tübingen 2008; 帝国宮内法院については、Stefan Ehrenpreis, *Religionsprozesse vor dem Reichshofrat 1555-1620*, in: Albrecht Cordes (Hrsg.),

領邦君主たちの方は、いわゆる改革権 *ius reformandi* を有していた⁸²。つまり彼らはみずからの領邦の宗派を自分で決定することができたのである。この点は1648年にはじめて変更された。ある領邦の住民が宗派的な干渉に対して訴えたという法的紛争が、帝国最高法院では、かなりの数、係属していた。時には教会組織が世俗化に対して抵抗し、時には臣民が、彼らが領邦君主の宗派に結びつこうとしなかったために追放された場合に、それに対して訴えを起した。研究は、帝国最高法院が基本的に宗派の点ではバランスのとれた決定を下したことを示した。しかし、裁判所長官の「決定権 *votum decisivum*」があったので、カトリックの主張はある程度優遇されていた。他方、帝国宮内法院は、既に早くから、かつてそう推測されてきたほど純粋にカトリック的という状態ではなかった⁸³。皇帝が帝国宮内法院のメンバーをみずから選んだにもかかわらず、そこには常に何人かのプロテスタントがいた。それゆえ、当事者の宗派的配分に関する以前の推測もまた、正しくないことが明らかになった。皇帝ルードルフ2世の治世、1600年前後の時期には、カトリックよりもプロテスタントの方が帝国宮内法院で多くの訴訟を遂行した。裁判官の宗派的方向性は、した

Juristische Argumentation - Argumente der Juristen (Quellen und Forschungen zur höchsten Gerichtsbarkeit im Alten Reich 49), Köln, Weimar, Wien 2006, S. 97-125; それに対してまったく検討不足なのは、Christian Vajen, Die rechtliche Anerkennung reformierter Reichsstände durch den Religionsfrieden vor Abschluß des Westfälischen Friedensvertrages. Eine Darstellung auf der Basis lippischer Reichskammergerichtsprozesse (Bochumer Forschungen zur Rechtsgeschichte 1), Aachen 2006.

⁸² これに関しては、Martin Heckel の多くの研究を参照。例えば、Die Reformationsprozesse im Spannungsfeld des Reichskirchensystems, in: Bernhard Diestelkamp (Hrsg.), Die politische Funktion des Reichskammergerichts (Quellen und Forschungen zur höchsten Gerichtsbarkeit im Alten Reich 24), Köln, Weimar, Wien 1993, S. 9-40.

⁸³ Ehrenpreis, Kaiserliche Gerichtsbarkeit (注55), Ergebnisteil S. 281-286; Sabine Ullmann, Geschichte auf der langen Bank. Die Kommissionen des Reichshofrats unter Kaiser Maximilian II. (1564-1576) (Veröffentlichungen des Instituts für europäische Geschichte Main. Abteilung für Universalgeschichte 214/Beiträge zur Sozial- und Verfassungsgeschichte des Alten Reiches 18), Mainz 2006, S. 76-78.

がって、裁判所選択のために唯一重要な基準というわけではなかったのである。かつて拙速に推定された、帝国最高法院と帝国宮内法院における当事者の北・南配分もまた、そのような形では適切でない。帝国宮内法院の新しい史料検索書は、北ドイツからきた多数の当事者を示している。帝国北部に居を構えていたハンザ関係の多くの紛争も、帝国宮内法院で扱われた。皇帝宮廷への大きな空間的隔たりも、広くカトリック的な環境も、それゆえプロテスタントの北ドイツにとって、帝国宮内法院に訴えを起こすことを妨げる理由にはならなかったのである⁸⁴。

dd) 帝国の裁判権とローマ法継受

法史研究自体においては、帝国最高法院と帝国宮内法院がローマ法の継受にどのような寄与をなしたのか、という問題がしばしば論じられる。1495年から1555年までのすべての帝国最高法院規則には、裁判所は「帝国の普通法」にしたがって判決すべし、という規定が含まれている。その上、学識ある陪席裁判官は、ローマ法と教会法を大学で学んでいた。このことは、強く統一的な作用を及ぼした。ドイツの最北の地方の一つ、シュレスヴィヒ・ホルシュタインでは、裁判手続が1500年以後いかに大きく変化したかがよく知られている。訴訟を上訴の道を通して帝国最高法院へ持ち出すという可能性が存したので、この諸裁判所は、それらのかつての口頭の手続を書面使用に置き換え始めたのである⁸⁵。他方で、2つの帝国最高裁判所のメンバーたちは、彼らが大学で知ったのと同じ法を基礎にして、彼らのもとへ持ち出された事情を判断した。その法とはローマ法・教会法だったのである。この学識法のためには、それどころ

⁸⁴ 既に、Ullmann, Geschichte (注83), S. 64-67; 多くの手掛かりを与えるのは、Nils Jörn/Michael North (Hrsg.), Die Integration des südlichen Ostseeraumes in das Alte Reich (Quellen und Forschungen zur höchsten Gerichtsbarkeit im Alten Reich 35), Köln, Weimar, Wien 2000. 印刷された史料手引きである Sellert, Akten (注60) は、史料の検索を著しく容易にするようなよい事項索引を含んでいる。

⁸⁵ Wolfgang Prange, Schleswig Holstein und das Reichskammergericht in dessen ersten fünfzig Jahren (Schriftenreihe der Gesellschaft für Reichskammergerichtsforschung 22), Wetzlar 1998.

か適用推定 *fundata intentio* ということまで言われていたというのである⁸⁶。かつては、2つの帝国最高裁判所は、個別法と慣習を差別し、そのようにしてそれらを駆逐したと信じられていた⁸⁷。しかしこれは余りに一面的な見方である⁸⁸。既に1556年以降には、法知識の連邦化を示唆する諸史料がある。陪席裁判官たちは、彼らの出身帝国クライスの法を知っているべきであるとされ、他方で、彼らが史料と文献にアクセスできる場合には、彼らは自身のイニシアティブで個別法の規範を探索してもよいとされていた。当事者たちは、確かに彼らの個別法を裁判所で提示すべきものとされたが、当事者たちがそうしなかった場合も、陪席裁判官たちが常に何もしなかったわけではなかった。それどころか18世紀には、ドイツ土着の法伝統の研究で功績をあげた陪席裁判官たちさえいたのである。しかしながら、16世紀において帝国裁判権が与えた近代化への刺激は、やはり過小評価できないものである。

⁸⁶ Wolfgang Wiegand, Zur Herkunft und Ausbreitung der Formel „habere fundatam intentionem“, in: Sten Gagnér/Hans Schlosser/Wolfgang Wiegand (Hrsg.), Festschrift für Hermann Krause, Köln, Wien 1975, S. 126-170.

⁸⁷ 古い文献の中ではとりわけ、Wolfgang Wiegand, Studien zur Rechtsanwendungslehre der Rezeptionszeit (Münchener Universitätschriften - Juristische Fakultät. Studien zur rechtswissenschaftlichen Grundlagenforschung 27), Ebelsbach 1977; このテーマについての重要な論文を含む論文集として、Winfried Trusen, Gelehrtes Recht im Mittelalter und in der frühen Neuzeit (Bibliotheca Eruditorum 23), Goldbach 1997, とりわけ S. 737*-760*; および Klaus Luig, Römisches Recht. Naturrecht. Nationales Recht (Bibliotheca Eruditorum 22), Goldbach 1998, vor allem S. 3*-29*, 91*-130*, 319*-359*.

⁸⁸ 最近の見方として、Peter Oestmann, Rechtsvielfalt vor Gericht. Rechtsanwendung und Partikularrecht im Alten Reich (Rechtsprechung. Materialien und Studien 18), Frankfurt am Main 2002; 基本的にそれに同意するのは、Frank L. Schäfer, Juristische Germanistik. Eine Geschichte der Wissenschaft vom einheimischen Privatrecht (Juristische Abhandlungen 51), Frankfurt am Main 2008, S. 236-252; Anja Amend-Traut, Wechselverbindlichkeiten vor dem Reichskammergericht. Praktiziertes Zivilrecht in der Frühen Neuzeit (Quellen und Forschungen zur höchsten Gerichtsbarkeit im Alten Reich 54), Köln, Weimar, Wien 2009, S. 422-429.

ee) 象徴的コミュニケーション

近年、象徴的コミュニケーションの問題については、特に活発な研究がなされてきた。私が属するミュンスター大学は、この問題に関して10年以上、人文科学の特定領域研究を展開してきた⁸⁹。多くの歴史家がこの枠内で、帝国の最高裁判所の研究に携わった⁹⁰。このようにして、昔の歴史家がただ笑うだけだったような儀式や儀礼について、新しい理解が成立してきている。例えば、帝国最高法院の華やかな公開法廷が、神聖ローマ帝国を全体として演出することに常に役立っていたということが、判明している。左右に陪席裁判官を従えた、裁判所長官のひときわ高い座席は、帝国権力を象徴していた。裁判所長官の左右にそれぞれ6人の陪席裁判官が座っている、同時代の描写があるが、それは同時代の観察者にとっては、イエスの最後の晩餐を暗示するものとして理解されたはずである。裁判所長官はキリストの役を引き受け、陪席裁判官たちは12弟子のように座を占めたのであった。神聖ローマ帝国がまさにキリスト教帝国でもあったということを、このようにして強調することができたわけである⁹¹。

帝国権力が現れた所ではそのつど、それは、帝国を具象化する数多くの象徴を利用した。この点は、帝国最高法院の使者の場合に、特に明らかになる。彼らは、帝国最高法院の人員のなかでは、社会的に見て最下下の階層である。大半の使者は徒歩の使者で、判決や召喚状を送達するために、帝国中を旅行した。その際彼らは複数の帝国シンボルを携えて行ったが、中でも帝国のワシが入った使者の楯を持った。帝国最高法院使者の訪れは、多くの帝国住民にとって、

⁸⁹ 研究の完結を示す研究集会論文集として、Barbara Stollberg-Rilinger/Tim Neu/Christina Brauner (Hrsg.), *Alles nur symbolisch? Bilanz und Perspektiven der Erforschung symbolischer Kommunikation* (Symbolische Kommunikation in der Vormoderne), Köln, Weimar, Wien 2013 (刊行予定)；このシリーズのその他の諸巻と並んで、以下のシリーズも重要な諸成果を含む。*Symbolische Kommunikation und gesellschaftliche Wertesysteme - Schriftenreihe des Sonderforschungsbereichs 496*, Münster 2002-2013, (今までのところ) 43 Bände.

⁹⁰ 例えば Barbara Stollberg-Rilinger, *Die Würde des Gerichts. Spielten symbolische Formen an den Höchsten Reichsgerichten eine Rolle?*, in: Oestmann, *Formstrenge* (注54), S. 191-216.

⁹¹ Mader, *Die letzten Priester* (注51), S. 13-17.

彼らが帝国のシンボルを目にする数少ない機会の一つであった⁹²。

帝国宮内法院の場合、シンボルの問題が占める位置は異なっていた。1600年以後は、もはや公開法廷がなくなり、帝国宮内法院のメンバーは非公開で協議した。とはいえ、帝国宮内法院の部屋には、皇帝の最高裁判権力を具象化するために、皇帝の絵がかかっていた。当事者、弁護人、帝国宮内法院メンバーの間の中継者としては、扉番がいた⁹³。彼は裁判所の従者であったが、彼のタイトルは、いかに権力が誰も到達できない内部領域へと後退したかを、非常にはっきりと示していた。扉番は、帝国宮内法院を外界から遮断し、当事者にとっては唯一の接触相手であった。扉番の介在なしに、弁護人が他の弁護人に書面を送付することは、それどころか明示的に禁止されていたのである。

ff) 一般史家のためのその他の手掛り

多くの一般史の研究においてはそのうえ、当事者たちの事情説明や、しかしまた裁判書類のその他の構成部分もまた、どれほど豊かな内容を蔵しているか、ということが気付かれてきた⁹⁴。それゆえ近年、そこでは裁判所の活動はむしろ

⁹² 帝国最高法院使者については、Ralf-Peter Fuchs, *Mit Wissen und Willen der Obrigkeit. Reichsrepräsentation über die Reichskammergerichtsboten in der Mitte des 16. Jahrhunderts*, in: Anette Baumann/Peter Oestmann/Stephan Wendehorst/Siegrid Westphal (Hrsg.), *Reichspersonal. Funktionsträger für Kaiser und Reich (Quellen und Forschungen zur höchsten Gerichtsbarkeit im Alten Reich 46)*, Köln, Weimar, Wien 2003, S. 249-264; Eric-Oliver Mader, „Soldateske“ des Reichskammergerichts. Das kammergerichtliche Botenwesen am Ende des Alten Reiches, ebenso S. 265-290; 古い研究の中では、Wolfgang Sellert, *Die Ladung des Beklagten vor das Reichskammergericht. Eine Auswertung von Kammerbotenberichten*, in: *Zeitschrift der Savigny-Stiftung für Rechtsgeschichte. Germanistische Abteilung* 84 (1967), S. 202-235.

⁹³ Sellert, *Prozeßgrundsätze* (注55), S. 223-225; Oestmann, *Gemeine Bescheide* (注32), S. 65.

⁹⁴ もっとも、先駆者的役割を担ったのは法史研究であった。Bernhard Diestelkamp, *Rechtsfälle aus dem Alten Reich. Denkwürdige Prozesse vor dem Reichskammergericht*, München 1995; また思考への多くの刺激が Derselbe, *Reichskammergerichtsprozesse als historische Quellen*, in: derselbe/Ingrid Scheurmann (Hrsg.), *Friedenssicherung und Rechtsgewährung. Sechs*

ろ周縁的にしか触れられていないか、それどころか何の役割も果たしていないような裁判書類に関する、包括的な研究が行われている。例えば、歴史上の人間に出来るだけ直接的に接近するために、いわゆる一人称文書に関する諸研究が試みられた⁹⁵。この関連で、どのようにして近世の人々が自分の歳を知ったのかということが研究された。史料としては、帝国最高法院の裁判書類中の証言聴取が使われた⁹⁶。ジェンダー史的研究もまた、帝国の両最高裁判所の裁判書類にもとづいて行われた⁹⁷。例えば、普通法においては、女性に対する性別を理由とする後見が存在し、広まっていた教説によれば、女性は、男性の性別後見人によって代理されて初めて、法廷で争うことができるとされていた⁹⁸。さてしかし裁判書類を使えば、女性の当事者がそこに単独で登場していたか、それとも男性の後見人を介在させたかを知ることができる。弁護士授權状の署名や、裁判文書における当事者の表記に注意することで、それがわかるのである。そうすると、多くの女性たちが自立してみずからの訴訟を遂行しており、性別後見人に代理されてはいなかったことがわかる⁹⁹。他の多くの分野と同様

Beiträge zur Geschichte des Reichskammergerichts und der obersten Gerichtsbarkeit im alten Europa, Bonn und Wetzlar 1997, S. 103-116 に見られる。

⁹⁵ Winfried Schulze (Hrsg.), Ego-Dokumente. Annäherungen an den Menschen in der Geschichte (Selbstzeugnisse der Neuzeit 2), Berlin 1996.

⁹⁶ Ralf-Peter Fuchs, Protokolle von Zeugenverhören als Quellen zur Wahrnehmung von Zeit und Lebensalter in der Frühen Neuzeit, in: Anette Baumann/Siegrid Westphal/Stephan Wendehorst/Stefan Ehrenpreis (Hrsg.), Prozeßakten als Quelle. Neue Ansätze zur Erforschung der höchsten Gerichtsbarkeit im Alten Reich (Quellen und Forschungen zur höchsten Gerichtsbarkeit im Alten Reich 37), Köln, Weimar, Wien 2001, S. 141-164.

⁹⁷ Siegrid Westphal (Hrsg.), In eigener Sache. Frauen vor den höchsten Gerichten des Alten Reiches, Köln, Weimar, Wien 2005; Siegrid Westphal/Inken Schmidt-Voges/Anette Baumann (Hrsg.), Venus und Vulcanus. Ehen und ihre Konflikte in der Frühen Neuzeit (Bibliothek Alten Reich 6), München 2011.

⁹⁸ 最初の手掛かりとして最も役立つのは、Ute Gerhard (Hrsg.), Frauen in der Geschichte des Rechts. Von der frühen Neuzeit bis zur Gegenwart, München 1997 中の諸論文である。

⁹⁹ 女性が後見人にみずからを代理させたある紛争についての浩瀚な史料集成と

ここでも、規範史料ないし学識文献と、法実務との間には、著しい差が存在したのである。

更に二つの分野を、ここで短く示唆しておくことができる。第一に、帝国の両最高裁判所の有名な個々の構成員に関する仕事が、この間になされてきている。ウィグリウス・フォン・アイタ Viglius von Aytta¹⁰⁰、マティアス・アルバー Mathias Alber¹⁰¹、ヨアヒム・ミュンジンガー Joachim Mynsinger¹⁰²、アンドレアス・ガイル Andreas Gail¹⁰³など何人かの帝国最高法院陪席裁判官の活動は、それゆえよく追跡できるものになっている。加えて、賞賛に値するジグリド・ヤーンズの教授資格取得論文があるが、この研究は18世紀における帝国最高法院陪席裁判官全員の経歴を、きめ細かく蒐集したものである¹⁰⁴。第二に、多くの研究が旧帝国におけるユダヤ人の歴史に関心を寄せており、それによって、帝国最高法院と帝国宮内法院の活動分野の中から、いくつかの更なる重要な領

して、Peter Oestmann (Hrsg.,) Ein Zivilprozeß am Reichskammergericht. Edition einer Gerichtsakte aus dem 18. Jahrhundert (Quellen und Forschungen zur höchsten Gerichtsbarkeit im Alten Reich 55), Köln, Weimar, Wien 2009.

¹⁰⁰ Regina Maria Sprenger, Viglius von Aytta und seine Notizen über Beratungen am Reichskammergericht 1535-1537 (Gerard Noodt Instituut. Rechtshistorische reeks 13), Nijmegen 1988.

¹⁰¹ Steffen Wunderlich, Das Protokollbuch von Mathias Alber. Zur Praxis des Reichskammergerichts im frühen 16. Jahrhundert (Quellen und Forschungen zur höchsten Gerichtsbarkeit im Alten Reich 58), 2 Bände, Köln, Weimar, Wien 2011.

¹⁰² Sabine Schumann, Joachim Mynsinger von Frundeck (1514-1588). Herzoglicher Kanzler in Wolfenbüttel - Rechtsgelehrter - Humanist. Zur Biographie eines Juristen im 16. Jahrhundert (Wolfenbütteler Forschungen 25), Wiesbaden 1983.

¹⁰³ Karl von Kempis, Andreas Gaill (1526-1587). Zum Leben und Werk eines Juristen der frühen Neuzeit (Rechtshistorische Reihe 65), Frankfurt am Main 1988; ガイルについてはまた、Karin Nehlsen-von Stryk のいくつかの論文があり、論文集 Rechtsnorm und Rechtspraxis in Mittelalter und früher Neuzeit. Ausgewählte Aufsätze (Schriften zur Rechtsgeschichte 158), Berlin 2012, S. 289-328 で容易にアクセスできる。

¹⁰⁴ Jahns, Reichskammergericht (注39).

域を扱っている¹⁰⁵。

7. 行き過ぎた専門化という問題

帝国最高法院と帝国宮内法院に関する研究は、ますますこと細かに近世法史の一つの分野を探索しているが、それによって単なる専門家のための局限された領域になってしまうという危険にさらされている。二つのやり方で、法史研究は、そのような行き過ぎた専門化を阻止しようとしている。一つには、研究集会や、またカタログおよび論文集が、他のヨーロッパ諸国との比較の側面をしばしば強調しようと企てている¹⁰⁶。もう一つには、近年、研究の関心がますます他の上級裁判所にも向かいつつある。この第二の発展は特に喜ばしいものである。このようにして、非常に長くなおざりにされてきた史料群が、研究の照準に入ってきているのであるから。このことは特に、ヴィスマールの上級裁判所 Tribunal にあてはまる。この上級裁判所は、1653年に、旧帝国内のスウェー

¹⁰⁵ Friedrich Battenberg, Juden am Reichskammergericht in Wetzlar - Der Streit um die Privilegien der Judenschaft in Fürth, in: Diestelkamp, Funktion (注82), S. 181-213; derselbe, Die Juden Mitteleuropas und das Reichskammergericht, in: Recht und Verfassung in Hessen - Vom Reichskammergericht zur Landesverfassung (Kleine Schriftenreihe zur hessischen Landeskunde 3), Wiesbaden 1995, S. 28-38; Stefan Ehrenpreis/Andreas Gotzmann/Stephan Wendehorst, Probing the Legal History of the Jews in the Holy Roman Empire - Norms and Application, in: Jahrbuch des Simon-Dubnow-Instituts 2 (2003), S. 409-487; Stephan Wendehorst, Jüdische Geschichte als imperiale Geschichte: die Juden des Alten Reichs, das Reichskammergericht und der Reichshofrat, in: zeitenblicke 3 (2004), Nr. 3, [13.12.2004], URL: <http://www.zeitenblicke.de/2004/03/wendehorst2/index.html>.

¹⁰⁶ これについては前掲注65。行き過ぎた専門化に対抗するもう一つの可能性は、雑誌中の研究概観である。例えば、Karl Härter, Neue Literatur zur höchsten Gerichtsbarkeit im Alten Reich, in: Ius Commune 21 (1994), S. 215-240; Eva Ortlieb/Siegrid Westphal, Die Höchstgerichtsbarkeit im Alten Reich: Bedeutung, Forschungsentwicklung und neue Perspektiven, in: Zeitschrift der Savigny-Stiftung für Rechtsgeschichte. Germanistische Abteilung 123 (2006), S. 291-304.

デン領領邦のための最高裁判所として成立した¹⁰⁷。スウェーデンは、三十年戦争の後、北ドイツに著しい領邦支配を建設し、帝国裁判権からの広範な免除を約束させていた。帝国裁判権に代わってスウェーデン王国は、ヴィスマールに独自の最高裁判所を設立したのである¹⁰⁸。ヴィスマールのダーフィット・メウィウス協会 David-Mevius-Gesellschaft¹⁰⁹とバルト海地域法史家大会 Rechtshistorikertag im Ostseeraum¹¹⁰はこの間、北ドイツ（法）史とドイツ・スウェーデン（法）史の研究を束ねる、よく組織された研究団体となっている。ヴィスマールの上級裁判所からは、約1万の裁判書類が残っている。これは、帝国最高法院と帝国宮内法院の約7万の裁判書類よりは、はつきりと少ない数

¹⁰⁷ 研究状況と新たな展望の概観として、Nils Jörn/Bernhard Diestelkamp/Kjell Åke Modéer (Hrsg.), *Integration durch Recht. Das Wismarer Tribunal (1653-1806) (Quellen und Forschungen zur höchsten Gerichtsbarkeit im Alten Reich 47)*, Köln, Weimar, Wien 2003.

¹⁰⁸ この間既に古典的となった研究として、Kjell Åke Modéer, *Gerichtsbarkeit der schwedischen Krone im deutschen Reichsterritorium. Band 1: Voraussetzungen und Aufbau 1630-1657 (Skrifter utgivna av Institutet för Rättshistorisk Forsnink grundat av Gustav och Carin Olin. Serien I. Rättshistorisk Bibliotek 24)*, Stockholm 1975.

¹⁰⁹ 研究についてより詳細で最新の情報を提供するインターネットサイトは、<http://www.davidmeviusgesellschaft.de/>. これまでに公刊された、Schriftenreihe der David-Mevius-Gesellschaft の諸巻の参照指示もそこで見られる。

¹¹⁰ Jörn Eckert/Pia Letto-Vanamo/Kjell Å. Modéer (Hrsg.), *Juristen im Ostseeraum. Dritter Rechtshistorikertag im Ostseeraum 20.-22. Mai 2004 (Rechtshistorische Reihe 342)*, Frankfurt am Main 2007 (同書中 Hans Hattenhauer, *Zum Gründungszeremoniell des Tribunals in Wismar AD 1653*, S. 45-67); Marju Luts-Sootak/Sanita Osipova/Frank L. Schäfer (Hrsg.), *Einheit und Vielfalt in der Rechtsgeschichte im Ostseeraum. Unity and Plurality in the Legal History of the Baltic Sea Area. Sechster Rechtshistorikertag im Ostseeraum 3.-5. Juni 2010/6th Conference in Legal History in the Baltic Sea Area (Rechtshistorische Reihe 428)*, Frankfurt am Main 2012 (同書中 Nils Jörn, *Lübisches, Magdeburger, Hamburger, Stader, Bremer, Römisches oder Schwedisches Recht - nach welchem Recht wurde am Wismarer Tribunal geurteilt?*, S. 95-107).

であるが、しかしヴィスマールの裁判書類は、両最高裁判所の半分の期間にあたるもので、北ドイツのわずかな地方に関係していたにすぎない。2003年以来、上級裁判所の裁判書類を保有する文書館において、記録プロジェクトが進行中で、2008年には、ヴィスマールにある部分について、最初の印刷された史料目録が刊行された¹¹¹。裁判書類目録化の仕方は、帝国最高法院と帝国宮内法院の場合も、ヴィスマールの上級裁判所の場合も、だいたい同じなので、これらの裁判所を互いに比較することは、かなり良い程度に可能である。ヴィスマールの上級裁判所を、両裁判所と同様に、帝国の最高裁判所と見なすべきかどうか、という点に関しては論争があった。この想定はしかし正しくない。上級裁判所は確かに最高審級としての裁判権力を行使していたが、しかしまさに皇帝と帝国の名においてそれを行っていたわけではなかったのである¹¹²。同じことは18世紀初めに成立したツェレの上級上訴裁判所にも妥当するが、この裁判所も最近活発に研究されている¹¹³。

8. 時代境界の固定化という危険？

¹¹¹ Nils Jörn (Bearb), Inventar der Prozeßakten des Wismarer Tribunals (Findbücher, Inventare und kleine Schriften des Archivs der Hansestadt Wismar I), (今までのところ) 8 Bände, Wismar 2008-2011; Beate-Christine Fiedler (Bearb), Akten des Schwedischen Tribunals zu Wismar im Niedersächsischen Landesarchiv - Staatsarchiv Stade - Herzogtümer Bremen und Verden, 1653-1715 (Veröffentlichungen der Niedersächsischen Archivverwaltung, Das Niedersächsische Landesarchiv und seine Bestände 3), 2 Teile Hannover 2012.

¹¹² 帝国裁判所と上級裁判所の相違を適切に指摘するのは、Nils Jörn, Gerichtstätigkeit, personelle Strukturen und politisch relevante Rechtsprechung am Wismarer Tribunal 1653-1815, in: Baumann u. a., Prozeßakten (注 96), S. 219-257.

¹¹³ ツェレの上級上訴裁判所については、Peter Jessen, Der Einfluß von Reichshofrat und Reichskammergericht auf die Entstehung und Entwicklung des Oberappellationsgerichts Celle (Untersuchungen zur deutschen Staats- und Rechtsgeschichte. Neue Folge 27), Aalen 1986; Stefan Andreas Stodolkowitz, Das Oberappellationsgericht Celle und seine Rechtsprechung im 18. Jahrhundert (Quellen und Forschungen zur höchsten Gerichtsbarkeit im Alten Reich 59), Köln, Weimar, Wien 2011.

一つの別の点においては、歴史研究も法史研究も特に動きがないということ
が明らかになっている。1500年ごろと1800年ごろという時代境界は、確として
揺らいでいない。これらの年を越えてより長い期間をともにとらえるような、
裁判権に関する仕事はほとんどない¹¹⁴。歴史的犯罪研究においては、そのよう
な作業がなされており、既に長い18世紀という言い方が何度かされている。す
なわち、見たところ非常に近代的な19世紀において、旧制度の残滓がなおいか
に多く存在したかが、認識されてきたのである¹¹⁵。裁判権の研究においては、
そうしたアプローチはほとんどない。帝国とその諸裁判所の正式の終焉を伴っ
た1806年は、この分野では真の断絶であり、1495年以降の帝国改造も同様であ
る。この状況はやや嘆かわしいものである。というのも、19世紀の史料状況の
一部は、非常に良好だからである。例えば、1990年代には、ドイツの4つの自
由都市の上級訴訟裁判所の裁判書類を目録化する、かなり大きなプロジェクト
があった¹¹⁶。この裁判所は、1870年に連邦最高商事裁判所が設立される前には、
19世紀ドイツの最も重要な裁判所であったと見なされている¹¹⁷。しかし、1800

¹¹⁴ 1806年という限界は地域研究である Hendrikje Carius, *Recht durch Eigentum. Frauen vor dem Jenaer Hofgericht 1648-1806* (Bibliothek Altes Reich 12), München 2012 にも見られるが、この研究は残念ながら、法史的・用語的正確さにほとんど関心を払っていない。

¹¹⁵ Rebekka Habermas/Gerd Schwerhoff (Hrsg.), *Verbrechen im Blick. Perspektiven der neuzeitlichen Kriminalitätsgeschichte*, Frankfurt am Main 2009 の序文 (S. 12) における関連する示唆を参照。

¹¹⁶ *Gesamtinventar der Akten des Oberappellationsgerichtes der vier Freien Städte Deutschlands*, bearb. von Inge Kaltwasser/Klaus J. Lorenzen-Schmidt, 6 Bände, Köln, Weimar, Wien 1994-1996.

¹¹⁷ 最新の研究として、Nora Tirtasana, *Der gelehrte Gerichtshof. Das Oberappellationsgericht Lübeck und die Praxis des Zivilprozesses im 19. Jahrhundert* (Forschungen zur neueren Privatrechtsgeschichte 33), Köln, Weimar, Wien 2012; Peter Oestmann, *Seehandelsrechtliche Streitigkeiten vor dem Oberappellationsgericht der vier freien Städte Deutschlands (1820-1848)*, in: Albrecht Cordes/Serge Dauchy (Hrsg.), *Eine Grenze in Bewegung. Öffentliche und private Justiz im Handels- und Seerecht/Une frontière mouvante: Justice privée et justice publique en matières commerciales et maritimes* (Schriften des Historischen Kollegs 81), München 2013, S. 221-264.

年より前の時代の最高裁判所を1800年より後の時代の裁判所と比較するような仕事は、ほとんど存在しない。1500年より前の中世的伝統との関係も似たような状況である。およそ40年来、中世の帝国宮廷裁判所の諸史料についての大きな要録化計画が進んでいる¹¹⁸。しかし、中世の裁判権と近世の裁判権に関する、二つの時代にまたがる研究は、やはりほとんどない。歴史家にとって、こうした狭隘化は、法史家の場合よりもなお強い程度にあてはまる。歴史家は、その教育と学問的活動において、時代に強くしばられている。それに対して法史は、一般史の中から一つの切片だけを扱うので、その代わりに、より長い期間を観察する義務を負っている。しかし研究の実際においては、これは特に難しいことなのである。

9. 研究の制度化

それに対して、帝国最高法院と帝国宮内法院の研究は、本格的に制度化されている。1985年以来、ヴェツラーに居を構える帝国最高法院学会 Gesellschaft für Reichskammergerichtsforschung が存続しており¹¹⁹、そこで毎年2回の講演の夕べ、2、3年に一度の研究集会が持たれている。特に若手の研究者のためには、帝国裁判権ネットワーク Netzwerk Reichsgerichtsbarkeit があり、ここが1、2年に1度の催しを遂行している¹²⁰。独自の出版シリーズ「旧帝国における最高裁判権に関する史料と研究 Quellen und Forschungen zur höchsten Gerichtsbarkeit im Alten Reich」まである¹²¹。40年来、このシリーズでは、帝国最高法院と帝国宮内法院に関する標準的な研究が公刊されている。そういうわけで、この極めて生き生きとした研究分野が、今後も歴史家と法史家を互いに結びつけるように、配慮がなされているのである。

¹¹⁸ Bernhard Diestelkamp (Hrsg.), Urkundenregesten zur Tätigkeit des deutschen Königs- und Hofgerichts bis 1451, Köln, Weimar, Wien 1986-2009: これまで1-15巻が刊行されているが、10巻はなお欠けている。

¹¹⁹ 情報は、<http://www.reichskammergericht.de>。

¹²⁰ <http://www.reichskammergericht.de/netzwerk.htm>。

¹²¹ 最新の概観はベーラウ出版社 Böhlau-Verlag のホームページにある。
http://www.boehlau-verlag.com/Quellen_und_Forschungen_zur_hoechsten_Gerichtsbarkeit_im_Alten_Reich.htm。

(訳者後記)

本稿は、ペーター・エストマン Peter Oestmann 教授が、2013年3月20日にヨーロッパ近世史研究会第19回例会（京都大学文学部に開催）で行った講演の改訂版である。講演向けの文体は基本的にそのまま維持されている。

エストマン教授の経歴と研究分野については、本号に掲載されている、ペーター・エストマン「ドイツ国民の神聖ローマ帝国における裁判制度について：管轄と訴訟原則」の訳者後記を参照していただきたい。

本稿は、研究会参加者の中心を占めると見込まれた一般史家との対話を意識しつつ、近世ドイツにおける二つの帝国最高裁判所について、研究史、主な研究成果、今後の課題を手際よく論じている。研究史に関しては、19世紀以来の推移がその背景となる基本認識も含めて紹介され、1970年前後から、史料の整理・公刊と専門研究とが両輪となってこのテーマに関する研究が発展してきた経緯が描かれる。研究成果については、魔女裁判、臣民訴訟、宗派紛争といった紛争類型についての概観の他、身分制と裁判所、裁判所の腐敗といった社会的側面や、公開法廷と口頭性、裁判所の使者、裁判所における象徴的コミュニケーションといった文化史的側面を取り上げて、近世ドイツの帝国裁判権の作動をいきいきと伝えている。そうした叙述からは、この分野が、法史研究だけでなく一般史研究によっても、実り多い研究対象として開拓されてきていることが明らかである。今後の課題として、行きすぎた専門化と時期的境界の固定化という、研究課題としての「繁栄」になかば必然的に伴う問題が指摘されていることも興味深い。それに対する対策として、ヨーロッパ規模の研究交流と比較検討があげられていることもまた、現在のドイツとヨーロッパの学界状況をあらわしているように思われる。このような本稿の叙述は、注にあげられた豊富な文献と併せて、今やドイツ法史の最も活発な研究領域の一つに成長したこの分野の現況を、よく示していると言えよう。

研究会では、一般史・法史両分野からの参加者とともに、近世日本における裁判との比較もまじえつつ、長時間活発な討議がなされた。研究会参加者に感謝するとともに、とりわけ研究会幹事の小山哲教授（京都大学）、渋谷聡教授（島根大学）のご尽力に御礼を申し上げたい。

なお、エストマン教授招聘にあたっては、科学研究費補助金基盤B（課題番号22330001）の助成を受けた。